

三六一 久光忠義二公ヨリ鹿児島県庁へノ通達

鹿児島県庁ヨリノ答書共

二通

二七八一ノ一

(包紙ウラ書)
上

御両邸御書面之趣謹テ奉拝承候也、

明治十年四月廿三日

鹿児島県庁

文書原寸 縦一八・八糎 包紙原寸 縦二一糎

横二六・七糎

横二九糎

二七八一ノ二

当県激烈之徒、於熊本県鎮兵ト意外ニ兵端ヲ開候、以来
数十日連戦之処、追々切迫之勢ニ相聞得候、就而ハ自然
軍艦数艘前海江渡来モ難計、若其節ニ至リ候ハ、県下一
統恭順ヲ主トシ、方向ヲ不誤候様未然ニ告諭有之度候、
拙者共聊見込之趣モ有之、殊ニ職務モ無之候故、是迄ハ

致沈黙候得共、無罪之人民困難ニ陥候儀傍觀ニ不忍、非
常之時勢不得已、此段申入候也、

月日

久光

忠義

鹿児島県庁

文書原寸 縦一六・六糎 横三七・三糎

三六三 珍彦忠欽二君正使上京一件

明治十年第四月、左ノ人名

天機御窺且 勅使ノ御礼、将夕御建白書御差出ノ御使

節被仰付、西京 行在所へ被差立

從二位公正使島津珍彦殿、副使山本孫九郎

從三位公正使島津忠欽殿、副使内田政風、書記掛橋口

千次、隨從倉内十次郎、珍彦殿加勢久保田孫助、忠欽

殿同橋口半五郎、外ニ東京詰有村国彦也、前之浜滞船

御軍艦龍驤艦將ヨリ此度取揚彈丸等、琉球所有大有丸

へ積入、長崎へ護送ノ旨ニ付、乗船ノ義艦長へ依頼、

四月一日午後六時乗込、長崎へ同三日着港、西浜町木
村屋へ上陸、同六日迄滞崎、シヤンハリヨリ西京丸着
二付、則右へ乗込神戸へ同九日着港、常盤屋へ上陸、
同十日九時三十分出ノ汽車ヨリ上京、七条ステーション
へ五時過キ着、同所ヨリ三条上ル木屋町三景楼へ止
宿、

一同十一日、天機御窺且 勅使御礼トシテ上京ノ旨、太
政官并ニ宮内省へ御届致置候事、

一同十四日、宮内省ヨリ明後十六日九時参入可有之旨ヲ
被達、御受書出ス、

一同十六日達刻、珍彦殿・忠欽殿、通常礼服ニテ参入、
都合向高崎正風・二階堂旧名部へ依頼ス、御扣席へ宮
内卿徳大寺殿出向、面謁畢テ於御学文所拜

天顔御下り、西湖ノ間ニテ御酒肴ヲ下シ給フ、再ヒ徳
大寺殿出席、遙々上京、 天氣御気色ノ旨ヲ被達、右
畢テ御下り相成候事、

一同日、天氣御窺等相済候付、太政官大書官中村弘毅旅

亭へ山本同道差越面謁、三条殿へ御直ニ差上候書簡有
之候得共、御腫物ニテ御参 朝無之旨ニ付、御快気迄
見合居候テハ時日モ相移ル事ニ付、封書ノ儘差上候間
御差出被下度、尤聊御病間候ハ、拜謁相願度旨、旁取
合セ申述候処、委細承知ノ旨ヲ承り、夫ヨリ柳原前光
殿へ差越、捕縛人口供妄説云々、御布達ハ県下ノ情態

既ニ御下向ノ刻 久光公ヨリ御直話モ有之、其末猶此
節珍彦殿始メへ委細被 仰合、更ニ御建白書御差出ニ
候、今日三条殿へ中村弘毅ヲ以テ進達致置候、前光殿
ニハ実地ノ情態モ御存シニ付、政府向可然御注意被下
度旨申述、其後ノ事情モ細々申演、御建白書写内覽ニ
入候処、休戦ノ義、既ニ 震断ニ出タル事候得ハ、迺
モ御採用有之間敷裁判云々ハ、前光帰京ノ刻 久光殿
ノ御主意モ具ニ上申致シ、猶見込モ申述置候付、是レ
ハ必ス被行可申トノ答ニ付、珍彦殿始メ県地出立ヨリ
既ニ半ヶ月ヲ越へ、且 廟議ノ御据リモ不被奉存、実
地ノ勢ニ出タルモノ候処、此十五日ノ戦地電報ヲ承候

テハ、既ニ諸路ノ官軍熊本城ヘ連絡シ、賊何方ヘ遁逃
モ不分明トノ事ニ候得ハ、不日征討ノ功モ挙リ可申カ、
然レハ今更臬地ノ見込、其儘強チニ主張可致事ニ無之、
其辺専ラ時々ノ模様ニ随ヒ候ハ戦ノ習ヒ、其為メ正副
使節ヘ委任状モ相授ケラレタルコトニ付、休戦ノ事情
ハ自カラ弁解モ可申上、返スマ主意トセラレ候ハ、只
此裁判ノ事件、公明至当ニ出テサレハ、必ス人心ノ固
結氷解ス可カラサル事ヲ苦慮被致候ノ旨、縷々申述罷
帰候事、

一同十九日、三条殿御旅館ヘ珍彦殿御始メ伺公ノ達有之、
午前十時罷出候処、無程御出席ニ付御腫物ノ御挨拶、
及ヒ御両公御口上等申上、県下ノ事情御尋ノ廉々ニ至
ル迄巨細申上、御建白ノ御主意等モ具上致罷帰候事、
一同廿二日、侍従番長高崎正風旅宿ヘ入来、柳原殿ノ見
込并当人ノ考ヲ陳述スル、左ノ通、裁判ノ事ハ既ニ政
府着手セラル、休戦ノ事ハ一度被 仰出タル以上ハ
御建白書奏 聞難致ト内定シタル由ナリト、高崎思フ、

内閣ノ議定ヲ推考スルニ、始メ三条殿ハ至極宜敷都合
ニ柳原殿ヨリ伝承安心致居候処、大阪ヨリ此廿日方、
木戸・大久保・伊藤・大隈上京、評議ノ次第ヲ洩聞ク
ニ、是迄鹿児島ノ事ハ政府ノ取扱別途ニ出テ、何辺
県ノ意ノ如クト曰フ、情態アリテ申サハ驕子ノ如キモ
ノナリ、夫故ヘ今度ノ事モ自然ト引出シタルモノニテ、
今此時ヲ過シテハ、孰レノ時カ彼レヲ御スルノ期アル
ヘケンヤ、玉石共ニ碎キ置クト申程ニ県力ヲ剝奪シ取
扱フ外ナシ、故ニ此度ノ建言モ

勅意ニ背戾スル故、奏 聞難致旨ヲ被達、可然トノ事
ラシク伝承スル処ナリ、依テ情々高崎考フルニ、願ク
ハ休戦ノ云々ハ御取下ケ相成テハ如何、是レ則代理ハ
御当人同前ノ謂ヒナレハナリト、左アリテ其申分ニ
ハ高崎暫時帰県ヲ願ヒ駆下リ、 朝決ノ次第ヲ御直ニ
具上スヘシ、乞フ、如斯ニテハ如何アラントノ事ナリ、
是レ柳原殿ト打合テノコトナランカ、因テ珍彦殿御始
メ、衆之ニ答ルニ、建白人ノ權ハ見込ヲ無忌諱上申ス

ル迄ニテ、是レヲ断決スルノ權ハ政府ニアル、素ヨリナリ、然レハ建意ヲ採ルト採ラサルハ政府ノ權ニアルヘシ、最モ休戦ノ云々ハ悉ク征討トナル以上ハ、捕縛人仮令明々白々ノ裁判ヲ被開トモ事偏言ニ帰シ、人心ノ固結氷解スル能ハサル時ハ、政府邂逅着手セラレテモ其詮アル可カラサルヲ明知スルカ故、不得止休戦ノ事ヲ被仰立、二ニハ政府若シ内外切迫、及ヒ宇内ノ形勢ヲ洞察シ、其大ヲ採リ

聖上至仁、特別ノ恩惠ヲ垂レ玉ヒナハ、実ニ国家ノ美事、後世青史ヲ照シ、内ハ以テ 皇国ノ元氣ヲ存シ、外ハ以テ外国ノ猖獗ヲ防キ、彼レカ指笑ヲ止メントノ主意ニ出タルモノナレ共、既ニ賊敗績シ候儀顯然タル上ハ、強テ可被仰立事ニ無之、乍去今更是レヲ申下ル等ノ事件ニ於テハ、我輩ノ決テ採ラサル所ナリト答ルノ処、逆モ用ヒサルハ知ルトイヘトモ、是迄ノ御偉業旁此時ニ当リ、御建言モ御採用無之トナリテハ烏有二屬スルニ似、甚遺憾ニ不堪、故ニ其情難忍ニ出タルナ

リト曰フ、衆答フ、夫レハ志シハ尤ナルヘシ、乍去能ク思慮アラハ却テ逆様ナルヘシ、其所以 両公ノ御建言ハ御至誠ニ出テ、将来国家ノ憂ヲ御見拔キ被為ニモノナリ、

朝意ハ後來ノ見据ナク、悉ク私意ニ出テ、玉石共二庄伏スルノ意ヲ以テシ、其ノ見ル処天地壤霄ノ違ヒアリ、故ニ小人輩ノ奸私ヲ毫モ意ト被遊藝無之ハ素ヨリト奉推察候、亦江湖ノ俗小輩幾千万、醫々詭譎スルトモ決シテ論スルニ足ラス、心アル者之レヲ聞カハ、顰眉絶倒、政府ノ醜体ヲ歎息シ、後來ノ頼カタキヲ憂ヒ、人氣沈滅、弥紛紜ヲ繁殖スヘキカ、実ニ慨歎ニ不堪、情々愚慮スルニ、之レニテハ弥政府ノ醜態ヲ倍養スルモノニテ、敢テ 両公ノ意ヲ穢スニハアラサル旨ヲ述置タリ、

一同廿三日、高崎ヨリ左ノ人名出軍カ、亦ハ通称等ヲ聞クトイヘトモ一々ハ不詳、

河野通英 古河源助 宮内俊藏 伊藤一作

篠原新平 島本義隆 彌寝 清 平山龍助

木藤武熊 春山行道 永吉小藤太 谷口東太

樺山資綱 仁礼景通 大久保規正 大久保一郎

中島健彦 中山盛高

都合十八人

右名前、東京裁判所ヨリ過日柳原前光へ任^(託)遣シタルモノ、ヨシ、按スルニ参坐ノ見合ナランカ、高崎推量ナリト曰フ、

一同廿四日午前八時、柳原殿へ山本同道差越シ、猶事情ヲ聞キ帰宿、午後五時頃同人寓居へ被参、弥休戦ノ義御採用不相成ト決シタル旨ヲ被申聞、依テ過日ヨリ高崎へ申述タル通り、休戦ヲ強チ專ラト具上セラレタル義ニ無之訳ヲ述へ、御主意徹セサルヲ慮リ、木戸方へモ差越、細々其事情ヲ演へ、且其主意ヲ追書シ、中村大書記官へ依頼、三条殿へ差出候処、廿六日、珍彦殿御始正副相揃、午前九時、三条殿旅亭へ参入可致旨ヲ中村達シタリ、

一同廿六日達刻、珍彦殿御始メ、三条殿旅亭へ罷出ルノ処、大書記官中村弘毅席詰、無程三条殿御出坐、今日呼出ノ儀ハ、過日来 久光殿御父子建言ニ付、御答ニ候、其赴征討既ニ被仰出タル上ニ付、休戦ノ義奏聞難致、捕縛人裁判ノ義モ、朝議茲ニ着目為有之末ニテ、御父子ヨリノ建言ニ由テ之レヲ施行スルニ無之、然レトモ其意ハ暗ニ符合スルモノナリトノ御意ナリ、依之一同ヨリ申上候ハ 勅使柳原殿下 久光父子勅語拝承、畢テ既ニ政府無根ノ妄説ト被 仰出タルヲ大ニ疑惑任、県下人民悉皆実地ノ景況ヲ信認シ、敢テ疑フノ意ナシ、然ルヲ数百里ノ道程ヲ隔テ一往ノ糾弾ナク、則之ヲ妄説トセラル、如斯ニテハ将来必ス政府上幾分カノ障碍ヲナシ、人心何ケニ付政府ヲ疑フノ意有之、事々物々氷解スヘカラス、之レ臣等カ恐懼ニ不堪処ナリ、故ニ無底意申述置ノ旨ヲ被仰ノ処、柳原殿委細承知、於前光モ同様ニ付帰京ノ上、猶可及上申旨ヲ被相答タル赴ニ承居候、然ルニ今日 朝廷疾ク茲ニ

御着眼為有之ヲ拝承セハ、恐悦可被奉存ハ勿論ニ候、乍去既ニ無根ノ妄説タル旨、天下へ御布達ト齟齬仕候哉ニ奉存候旨ヲ申上ルノ処、確乎タル御答無之、政府ヨリ暗殺ヲ命シタル義可有之事ニ無之、然レトモ裁判ノ義ハ其后ニ決シタトカ事曖昧タル御答ニテ候、堂々タル太政大臣公ニシテ実ニ驚愕タル景況、記スモ筆ヲ建テ兼タル為体、醜言ヲ極メ申候、最モ征討ノ意、西郷等國權ヲ犯シタル廉ヲ以テ被仰出タル事ナリ、裁判ハ別途ナリトノ御意故、高崎へ演舌シタルニ、猶一二層モ注意致シ打返シタマ之レヲ述へ、只管冀フ処ハ裁判ノ事明々白々タル御所分ニ出ルノ外ナキヲ、九時ヨリ十二時頃迄纏述仕候得共、何分内閣ノ奸官 島津家ノ上言ヲ遮リ、朝意ヲ立ルノ決評ニ据リタル末ニ付弁解ハ巨細承知セリ、乍併建言書ニ由レハソウハミエネートノ事ニテ、イツ果ツ可キニ無之故へ、過日ヨリノ内決通リト存、推々申争フモ無益ト見据、一同謹テ申上候ハ 久光父子ヨリ上申ト毫厘ノ違無之、御手順

ト謂ヒ御着手ト曰ヒ、実ニ符節ヲ合セタルカ如ク、朝廷疾ク御評決、実以恐悦至極奉感佩候、古今如斯上下ノ意合シタルハ余リ不承、扱々難有御事ニ候、則復命仕可申我輩ニ至テモ安堵仕候旨ヲ申上、一同罷帰申候、実以テ驚入タル小人輩ノ集合、此一事ヲ以テ余ハ推テ可察知事ト奉存候、

一御手順御着手ノ期ヲ承上候処、鹿児島県令へ巨細ヲ達シ、口供ニ関シタル人名ヲ引拔キ、護送サスルヤウニ既ニ令へハ達置レタリトノ事ナリ、過日木戸方へ参タル時、彼ヨリ如何スルカト尋問ニ付前文ノ意ヲ申置、若シ賊輩不肯時ハ其時コソ無根ノ妄説ト御見据相成候ハ、聊人心ニ関シ候義有之間敷旨モ述置タル事ニ候、実ニ驚愕ノ至ニ候、

一彈藥掠奪ノ後、捕縛人ノ口供發覺セシハ臣等保証スル処ナリトノ件ヲ三条殿見損ニテ、西郷此度ノ挙動ニ付保証被遊候哉ニ御口氣有之候間押返相伺フノ処、弥不審ト思フ廉有之候間、左様ノ事ハ無之、保証セラル廉

ハ一ヶ所アリ、願クハ書面ニ由テ相弁シ可申旨申上ルノ処、懐ヨリ写御出ニ付、右ノケ条能ク御熟得可被下段申上候処、此前後ニ由テ軽重アルハ何故ヘナルヤト御意故ヘ、彈藥ヲ先キニ掠奪スルハ、既ニ他日必ス為ス処ノ意顯然タルニアラスヤ、捕縛人先キナルトキハ此事件ニ付彈藥ヲ奪フモノニテ聊カ名トスルアリ、所謂細謹ヲ不顧ノ意アリ、茲ヲ以テ軽重アル処ニシテ法則上最モ注意スヘキ大眼目ナルカ故、保証セラル、処ニシテ、西郷カ挙動ニ関スル廉ニ候旨申上候処、是レハ予カ見誤リニテ届カナンタトノ御意故ヘ、既ニ本文ニモ虚心ヲ以テ御熟覽有之度旨ヲ陳シ置カレタルハ、ケ様ノ事ヲ念遣被申タルモノニテ、本文悉ク懸隔ノ意ヲ以テ御覽被下候テハ、其真情必ス反対スル、常ノ事ニ候、況哉如斯一大事件ヲヤ、御見誤被下候テハ、甚タ迷惑仕旨ヲ押返申上候処、此一事ハ予カ疎漏ヨリト御詫被為在候、

一同廿七日、太政官ト宮内省トニ出立ノ御届書差出、同

廿九日、西京発程、大阪ヨリ神戸ヘ汽車ヨリ差越、神戸常盤屋ヘ一泊、翌三十日、飛脚船名護屋丸ヘ乗込、五月一日、長崎上陸、木村屋ヘ止宿、

冊子原寸 縦二九・五 横二二 一二枚

三三 鹿兒島戦況

十年五月五日雨風

一昨夜午後十一時頃、下荒田辺ニ当リテ出火、十二時過鎮火ス、砲声ナシ、

一午前四時過ヨリ城ノ山大手門上ノ山ヘ、新昌院口ヨリ薩兵進撃セシト覚ヘ、大小銃烈シク打タテ同五時頃ニ至リ、城ノ山諸方ニテ同断、追々川外數ヶ所ヘ放火シ、砲声弥烈シ、同六時頃西田ノ方ニ當ツテ砲声甚烈シク聞ヘ、城ノ山辺砲声少シク止ミ、同七時頃諸方少々、砲声アリ、同七時半頃大手門上ノ山ヨリ手負ト思敷者ヲ扶ケテ下山スルヲ見請タリ手負ノ処ハ鶴ヶ峯上ノ御茶屋ヨリ伊作衆ノ報知、浩然亭并鶴ヶ峯上ノ御茶屋辺ヘ斥候トシテ追々登山、

御邸内御山ハ勿論、御家屋等ニ流丸数多飛来ル、同八時頃暫時砲声絶へ、同過頃又諸方へ間々砲声アリ、同半頃砲声全ク絶ユ、同十時前ヨリ上野馬場辺へ放火ス、西風強ク同十一時頃火勢甚盛ナリ、同十時過ヨリ高麗町并武橋ノ方岩崎ノ方へ追々砲声聞へ、正午十二時頃西田ノ方ニ大小銃ノ音夥敷シ、岩崎ノ方モ同断、午後二時頃漸ク静マリヌ、同二時半頃下荒田ニ高麗町ニ平柿本寺辺、中馬場辺ニ放火シ、西風甚強ク御邸内火ノ降ルコト、東京ニテ浅野家焼失ノトキニ異ナラス、然レ共幸ヒ大雨ニテ別段火防ノ手数ニ不及、上方限ハ柳町辺ヨリ向築地辺迄火ノ口数ヶ所アリ、西田ノ方ノ戦争ハ官兵西田橋ニ台場ヲ築キ、同町ノ方へ向ツテ発砲鶴ヶ峯上ノ御茶屋ヨリ能ク見ヘタリ、今二間々流丸来ル、同四時半頃武橋ノ方ニ間々砲声聞ユ、午後七時前下方限大概火静マル、上方限弥盛ナリ、同時頃法元宛ニテ川村ヨリ書翰来レリ、其使ノ者ニ戦争ノ次第ヲ問フニ、(純美)賊方ニ戦死四人アリシトナリ、其余ノ事ハ分ラス、同九時前城ヶ谷口

ト覺ヘテ砲声頻リニ相聞へ、大砲交リニテ闕ノ声迄聞ヘタリ、四方ノ放火弥盛ニ焼ユ、同十一時半頃又城ヶ谷口ニ砲声甚烈シ、

一薩兵ノ多少且其隊将等分ラス、

一御邸内昼夜火降ル、

六日

一午前三時頃、新昌院ヨリ西田ノ方ニ当リ砲声甚烈シ、同四時頃ニ至リテ静マル、夜明ケテ諸方追々砲声アリ、之レ実ニ敵来リシニアラス、必ス探リ打ナラン、

一上平上側旧市来邸辺ヨリ川北新九郎所ニテ焼止ム、下側四本休左衛門居所辺ヨリ伊集院周右衛門・新納刑部・二階堂部・吉利群吉辺ヨリ西田橋口上側中馬場ニテ平田豊治・山口彦五郎・鈴木小太郎所焼失ス、右ヶ所ハ官軍方ヨリ放火ハ堅ク禁シ置クノ処、肥後辺ヨリ召列レ来リシ夫卒共、家財掠奪ノ為メ放火セシ由、依テ右放火セシ夫卒五六名、本営ニ縛シアル由ナリ、

一官兵甲突川筋都て台場ヲ築キタリ、高麗町下ノ馬場辺

ヨリ上ノ丁へ掛ケテ放火ス、西田町橋ノ方ヲ放火ス、
一薩兵ノ内能勢矢九郎外二三ノ人戦死シ、官兵ノ内戦死
人、手負三人計リアリシト、益満宗之助ヨリ途中ニテ
法元承ル、

一薩方村田新八、郡山辺ニ本営ヲ建テ居レリ、荒田方限
ノ惣裁中島健彦、玉江橋方限ノ惣裁淵辺群平ナル由、
内ノ丸ヨリ上之原辺へモ寄セ来リ居ル由、此惣裁誰タ
ルヲ知ラス、官兵ノ斥候隊堅馬場辺ニテ薩兵ニ既ニ跡
ヲ取切ラレントシタルヲ漸ク逃レ出タリト、右本営ニ
テ法元承リ出シタリ、

一薩兵凡三千計リト云フ由、

一新昌院口戦ニテ官兵二三人ハ戦死アリシヨシ、官軍医
師伊作産実吉某、当御邸詰伊作兼田部信七へノ咄ナリ、

七日晴風

一午前三時半頃ヨリ武橋井川尻口ニテ戦争相始リ、大小
銃交リニテ甚烈戦、同四時四拾分頃止ム、右斥候町田
為兵衛、鶴ヶ峯上ノ御茶屋ヨリ現ニ見ル所ナリ、

一上ノ園辺ヨリ荒田役所辺盛ニ焼ユ、午後西田町下荒田
一円放火シ夜半迄焼ユ、上方限八町一円、清水馬場辺
一円、南方神社・春日神社後口迫瀬戸入口焼失、同五
時頃ヨリ家鴨馬場辺ニ当テ甚盛ニ焼ユ、北東風強シ、

八日晴風

一荒田辺ニ壱ヶ所火ノ口アリ、
一昨夜中砲声全クナシ、

九日晴

一午前三時十五分頃ヨリ、新昌院口・城ヶ谷口ニケ所ニ
テ戦争アリ、凡二十分間位ニシテ止ム、

冊子原寸 縦二七・五糎 横二〇・五糎 六枚

三六 福山敷根方面ノ賊状報告

都城商人ヨリ聞書

一福山氏兄、本営川畑武右衛門所ニ而主宰伊東新八其外
鹿兒島衆也、兵数千人内外、飯島人数精兵ニ而本営ヲ
守居、都城人数百人計、其外諸郷兵ニ而候由、

但火繩銃多ク、飯島兵ニ少々ミニヘル所持いたし居候由、

一福山坂江ハ台場ハ無之、番兵ニ而堅メ居候由、

一嘉例川西坂ニ東面ニ台場ヲ築キ、凡百五拾人位ニ而堅メ居候由、

一福山筋人馬往来ハ有之、私学校塩荷、福山・敷根より上ケ候由、

一鹿兒島衆手負百人位都城江滞在、余諸郷之手負ハ皆帰郷為致候事ノ由、

一都城より志布志江之通路ハ従前之通、

一福山より桜島江渡海ヲ禁候由、是官軍ニ物品ヲ送ルヲ防候事之由、

一敷根之硝石、垂水江忍、有之候ヲ去ル十三日迄ニ都城江大抵三百斤丈送届候由、

但都城木の前村ニ而銃薬式百斤丈ハ最早出来いたし候よし、尚同村溝末ニ、別ニ今一ツ水車ヲ設候筋

ニ而当分山仕切いたし候よし、

一鉛錫之器物類、都城ニ茂都而取上ケ、小林之様送越相成たる由、味噌・梅干類も市在毎戸在高調書、而差出相成候由、

一都城売米、福山・牛根江下シ居候、石数千式百石位、直段三円六十銭ツ、ニ而出先江買上ノ賦ニ而、今日より人馬立ニ而襲山ノ内赤坂ト云所江相運候手当ニ而候由、

一二丸御用米買入方として、桐野某都城ニ而約定いたし置候処、福山本営ニ而敷敷被叱付候よし、

但一説ニ、桐野某、余り米価引下ケ相安いたし候故商人相間ニ物議ヲ生し候云々とも被聞候、

一都城人数も過日宮崎・求摩両口江御出張いたし候よし、一大口ニ而之戦争、都城人数も廿人之手負・戦死有之、

官兵ハ天草農兵ト云、但勝敗不相分、

一福山滞陣之衆、酒・正中ヲ吞ミ染居候事ノ由、一福山ニ而ハ官軍之敗北ト盛ニ相唱居候よし、

一 都城辺ニ而ハ両軍勝敗之義、判然相唱候向ニ而も無之、
過日珍彦君御帰県相成候由ニ付而ハ休戦ニ而も可相成
ト、折角相待候人氣も有之よし、

五月十七日

文書原寸 縦二七糎 横四〇糎

三全 賊軍戦況及兵士取締其他指令

二冊

二七八五ノ一

爰許町人共より福山江津下シ致置候米之内、三百俵程
福山本営ヨリ取入約定茂有之、且桜島御迦旧君御加勢
方より茂米御取入旁之儀申来候ニ付、西町精松乙八事
桜島江相渡り、五月十七日同所発程之処、其許守護之
人々より書状数通持帰り、拙宅へも白浜書状持届、福
山戦争之事件相咄候成行左之通、

一 五月十七日、乙八事垂水町へ立寄候処、福山前江軍艦
式艘より炮射有之向ニ而其夜ハ同所江止宿、翌十八日
早朝発程之処、境より牛根江番兵多数出張居、往来六

ケ敷、鑑札ナト度々差出隙取ニ及、其日ハ暮方福山江
参着、知人なる同所士族某所へ差越、昨日之戦争事件
承り候処、軍艦ヨリ町家強富之家々を目当五発打出相
止候処、同所番兵共より坂中江私学校標旗を建、火縄
筒ヲ以遠町より相出、玉ハ中途ニ落届カス、夫ヨリ軍
艦兵隊憤激イタシ候半、追々多勢上陸、船中よりハ焼
玉ヲ以放火シ、都城津下米式千石程焼失、

一 右士族宿へ上陸之兵隊多数参り、私学校之党ニ而ハな
キかと相尋候ニ付、いや左様ニ而無之、身分ハ百姓と
被答候由、しかれハ此宿ニ罷居候而ハ玉飛来あぶなき
事候間、早々可相迦、しかし我々跡より参り候ハ、何
そ懸念無之旨申聞候ニ付任其意、暫ハ跡ニ付添坂中迄
差越候処、双方より炮射之形勢ニ有之候ニ付、脇方谷
間ニ隠居候段被咄候由、東兵ハ坂中茶屋迄追払候之由、
番兵戦死十人、是ハこしき島辺之人之由、馬壹疋即死、
一 五月十九日、乙八事福山出立、罷帰り中途坂中江茂一
人ハ斃居候由、夫より芝立茶屋江立寄候処、昨日敗走

之兵隊共、是迄追々走戻り、折角逃行候次第、隊長より糾方有之候処、敵方長追いたし候ニ付財部浦迄逃行候段被申候処、其追來候兵隊之印ハ何印ニ而候哉被尋候処、赤印ニ而候旨被申候、是ハ味方之兵なるを夫をもしらすシテ遠く逃行トハ何事そと殊之外叱方有之、既ニ切払ひニも可及勢ひニ御座候ニ付、爰ニ長居ハ無用也と考、直様罷帰候と相咄候、

一新城之人鹿之屋駒介と云人より飯野人馬立ニ差越候坂元利照聞書、

一五月十二日八代城四方より攻方、隊ハ肥後協同隊三千人、人吉隊二千人、後都城一小隊攻方之処、此日ハ敗走ニ而壹里半位人吉之方江引揚、翌々十五日攻方有之、此日終ニ落城、肥後隊ハ勇猛ナル兵ニ而深ク切入敵數多打取、刀ハ長ク朱鞘ニ而候由赤池春二咄ニハ、八代ニ而ハ無之、外所ニ而候由、

一熊本城ハ守衛之兵少々残居候由、
一五月十七日より十九日朝迄大合戦、一旦ハ木山迄惣而引揚、勝利茂アリ、此戦ニ伊ち、正治手負、頭ニ炮丸

あたり深手、此人出張之節ハ軍配宜由、右手負より軍配不宜、其後ハ味方勝利、

一大口合戦味方大勝利、水俣と云所迄追打、敵ハ十二里位引退キ、戦死手負十三人、敵の死骸引揚サル死骸五十名之由、其時分捕針打八十挺、玉薬箱、大炮四挺、真鍮製ニ付結構成品ニ而此炮ハ至急、鹿兒島江送越相成候、

一五月十六日遠地等申所ニ而戦有り、人吉より六里、都城・人吉・種子ケ島人数、いつれ新兵ニ而、一旦ハ味方敗走、壹里計引揚、直ニ人吉本營へ届出候処、人吉隊ニ小隊操出、五月十七日戦争、味方勝利、敵五百名位打取、味方戦死少ク、手負十人ハ人吉江参り候由、敵ハ熊本坂元と云所へ追払、其後ハ行衛不知由、

一豊後江ハ二大隊、五月七日操出シ、当分豊後竹田迄出張仕、後より三千人余り豊後よりも味方ニ出張、土佐ニも同断、当分一万人位之勢ニ成候由ニ而、余程勢ひ付候向、肥前佐賀ニも事起り、此勢ハ火繩筒也、応接

とシテ追々味方ニ出張候由、

一出水・米之津より軍艦到着、四百名位上陸、本營等相立居候得は大口出張之勢より追払、打取数不知、区戸長ハ船江のせ付候由、

一大口合戦之節、鹿兒島土族卅名、無刀地ハ一枚ニ而味方ニ加り候由、此戦ニ金五百円于彼籠入、金札ハいまた不切品ニ而候由、

一木山合戦之節ハ玉薬八十駄、米七百表被捕候由、

満木清雄より宿許江遣候書状

前略、当地之用向も凡相運ひ居候ニ付、折角兩日中より人吉江出張致度含罷在候処、一昨夜桐野氏当地江出張相成、肥後表其外豊後へ之左右茂能相分、肥後表之戦は其許江茂能為相分筈奉存候、豊後江味方兵操出之処、何ぞ相応シ候者茂無之候而、竹田迄出張相成居候得共、大分県江巡查相見得候而、右之城江屯集致居候由ナレトモ、是ハ一時ニ打破相成向ニ相見へ居候由、

尤薩兵ハ豊後辺九州地ニ於てハよほと人氣能ク候而、最早其証扱タルや、農商ニ於て茂薩兵御着ニ及候ハ、献金致度、此内より極密金壹万五千円余相集メ居候由、是より見るニ九州ハ我物と見ならし、然るへく土族ニ於ても隊なども内々募居候へとも、何分是迄巡查入込居候処より操出方相出来すと之由、

一桐野氏、兩名之土州板垣より書状差遣、其所以タルヤ、是迄薩之為応援差出度候へとも、何分彈藥乏敷候ニ付手当として三浦某外二一名派出致居候得共、其者不被罷帰、夫故至急操出も不相出来、一時操出タル上なれハ、銃器彈藥迄茂手ニ不入様成立候付、残念ながらも是非薩之命ニしたかい、何方ニ而も操出へく、殊ニ土内ハ拳而操出之賦、一時ハ巡查入込居、彼是不都合を生し、段々土州も捕縛せられ候茂有之候由、然共最早右之勢ハ薩ノ鹿兒島操出之砌候、至極盛之兵力ニ及巡查等茂逃去勢ひ成立、兵隊より境目等茂相守居候由也、右ニ付桐野氏より返事ニ、応援之兵御操出ニ付而は銃

器彈藥充分相備被給、然後九州其外中国江操出被給度、

一先九州ヲ占メ付候而ハ独立之事なれハ、民政よりい

たし、是より伐執之地は何方茂夫々民政いたし、何分

九州地ヲ占メ候へハ、長崎之儀交易場も有之、銃器彈

藥手配も充分相出来可申候ニ付、夫よりシテ中国へ抑

込との論也と被申越候、

一九州江も肥前・阿波其外彼辺之旧藩之処より、追々兩

三名位ツ、出張、此節薩之事件ニ付而は、兵隊一緒ニ

くり出ス相談ニ土州江参り候へとも、板垣返事ニ夫々

首君之御見込之廉ナルナラ一藩を以御尽シ被成度と、

何分当今ニ至而は判然ナラスト申遣シタル由、

一竹田へハ県庁より商社建付有之候而、竹田之商社ニ而

は金三万円余分捕相成候由也、

右書略文

満木清雄

五月廿三日

一主上ニハ比叡山へ御迦シ相成候由、

一土州兵二千人、大阪へ出張候由、

一静岡毛勝阿波、兵ヲ引大阪へ出張ノ風評、

一豊後竹田へ纒ノ官賊籠居候処、一時ニ討平ケ候由、

一鹿児島へ洋船相見得、端舟ヨリ彈藥ヲ下町へ卸シ東軍

へ達シ候ハ、此品ニ手ヲ掛候者於有之ハ屹と不相濟ト

云、夫故当分ハ東軍ヨリ右ノ品ニ番ヲ付置ト云、

一東軍彈藥之數、夫故西洋へ及注文候得共、其事運ひか

ね候よし、

一鹿児島へ味方より築立候台場ハ三日跡成就相成候由、

戦争ハ双方共見合居候よし、

一昨日モ洋船鹿児島へのり込候よし、

一鹿児島土族又ハ平民共、敵方へ内通ノ者数多有之、

追々捕縛ニテ首ヲ刎候よし、

一右洋船ハ英ナルよし、

一高山ノ人某、肥後表戦争ニ負傷ニ及、帰区掛、爰元

五月廿九日 副区長川西氏爰元差入話聞書

町問屋ニテ五月廿日上野宗忍聞書、

一土州ヨリ二千人余、先達大阪へ兵隊出張候よし、

一主上ニハ比叡山へ御迦相成候よし、

一静岡ハ勝阿波大将トシテ兵隊引卒シ、東京へ出張、最

早放火などいたし候哉ニ評判有之候由、

冊子原寸 縦二七・五釐 横二〇釐 六枚

二七八五ノ二

記

一通行取締第一不行届ニ而は不相濟事ニ候間、若不審之

廉有之候ハ捕縛致し、本営江差廻候様との事、

一無根之龜説を云触し人心を動揺為致候者、右同断、

一敵方江書通或は内通致人有之哉、見聞次第前条同断、

一宮崎江真僧等多人数入込、当県之情等敵軍江内通致候

二付捕縛相成候、当区へは執心之者有之場所柄二付、

自然僧侶等入込茂難計候間、猶又注意致し取締行届候

様との事、

右之通、当町滞在伊東昌吉殿より致承知候間、各被得

其意組中無洩早々通達可被成候、左候而此廻書至急次
越、終より返納可被成也、

明治十年五月廿九日

事務扱所

一此度出軍二付テハ、当県内軍務通行ノ面々雇人馬ノ儀、
急速運兼候儀モ不少候二付、惣テ人馬請取払ニテ通行
イタシ候間、新管轄ノ諸郡モ同様取計、急速ノ間ニ合
候様有之度、追々取締ノ人員等モ差出通行為致候二付
前広相達候間、郡内駅々へハ人馬手当イタシ置、不都
合ノ義共無之様被相達、聊苦情ケ間敷儀、曾テ無之様
各区戸長へ致説諭置候様無漏可被相達、此旨及御掛合
候也、

十年丑五月十九日

横川

本営

別紙之通、本営ヨリ掛合いたし候二付而八万事不都合
無之様尽力可致、左候而各駅人馬継立ノ儀ハ、本月十
九日付ヲ以相達候通、通運会社ニテ運兼候時ハ戸長ニ
テ尽力、兼テ手当イタシ置候様可致、請取払ノ義ハ其

節二価銭請取候義ハ無之、左ノ通手形請取置候義ト可
相心得、此旨相達候事、

取締トシテ致出張候条、万端其指揮ヲ受熟談可有之候、
此段相達候也、

但人馬請取払賃錢ノ義ハ、人足壹人壹里四錢、馬壹

五月廿四日 宮崎出張

疋一里五錢ト相定候旨、本管ヨリ掛合候二付、夜

各区 正副区戸長中

増雨増或ハ手数払ノ義ハ一切不請取義ト相心得へ

リ、此旨營業ノ者へ厳達可致置事、

十年五月廿二日

宮崎支庁

記

馬管疋 口曳共

但何方ヨリ何方マテ道法何里何合

追而、手負又ハ平病等ニ而致帰郷、已ニ平愈之向ハ
早々帰隊可致候、且又出張先より遁逃各地へ相潜ミ
居候者も有之哉ニ相聞得候ニ付厳密探索ヲ遂ケ、右
等之者ハ尽ク捕縛之上、当地又ハ人吉江向ケ可差出
候、尤銃器持参ノ者ハ是亦取揚ケ早々送越可有候也、

右之通、正二送届候也、

何ノ何某

年月日

一宮崎支庁之事 軍務所

別紙ノ通云々、

戸長役所

五月廿一日

写

諸県郡

高城

佐多浦三省

定

五月廿八日

本管

右ハ都城・三股・庄内・高城・高原・野尻其外諸郷郡代

一戎器ヲ棄テ逃走スル者
一戰場ニ於テ兵士ノ分ヲ誤候者

一道路在陣共、人民ニ対シ乱暴狼藉スル者

三六 御守衛人数姓名帳

右於犯之者尽ク割腹ニ処シ候条、厚ク可得其意候事、

桜島共百六十五人

但戰場ヲ脱シ逃帰等之者尽ク捕縛いたし、人吉ノ方

二七八六ノ一

ニテ其罪ヲ相糾候条、是亦相心得夫卒ニ至迄無漏

告諭可致事、

本營

十年四月廿四日

伊作

宮原五助

大区事務所ノ事

郡代所

戸長役所ノ事

支郡所

右之通名称被相替候間、各組中無漏通知可有之候、尤此

廻章早々次渡、終より返納可被成候也、

十年六月一日

郡代所

時鐘今日より相廢候事、

田布施

十年六月一日

二宮権二郎

冊子原寸 縦二七・五厘 横二〇厘 四枚

島津久寛
市成清行

伊作

佐々木小次郎
山田久就
宮原名多

都ノ城

島津久雄
平田肇
相良岩彦
北郷資包
島津壮八郎

今和泉

入来院重通
東郷伝
左近允善左衛門
星山茂一
市成彦次郎
肝付兼吉

加世田

是枝宜雅
有川矢八郎
奥宗之助
山本清之丞

伊集院
都之城

平田吉次郎
阿多澆
財部量平
伊集院周八
五代宗太郎

今和泉

赤山歳寛
新納喜兵衛
山田吉次
山下助四郎
中山為之助

比志島元雄

重久篤健

浜島茅麻呂

野間為兵衛

坂木役郎

山田久満

肝付半右衛門

税所稻麻呂

本田武満

市来次十郎

種子島久尚

種子島六郎

種子島宗之丞

遠藤謙太郎

羽生伊平

土岐純秀

益山秋彦

伊地知盛吉

町田秀

町田秋一

町田平

佐多正之助

税所市左衛門

尾上信一

三原逸三

本田穂積

本田貢

本田正彦

新納悠右衛門

植村太郎右衛門

長

種子島

右同

武四郎太
村岡一郎次
仙波泰介
東郷助五郎
三原直次
田中守衛
大場具次郎
川上 豊
藤野良介
重久作右衛門
佐竹直之進
有川五左工門
市来広親
本田弥六
本田孫右衛門

加治
同
同
同

宮之原建二
山岡久武
児玉喜助
田中万輔
園田良輔
奈良原喜格
市来四郎
大河平隆芳
山口豊助
竹内吉左工門
山本五郎右衛門
新納仲左衛門
手島伝内
宇都宮勘左工門
曾木愿介

同	同	同	同	谷山	同	同	同	同	同	谷山	同	同	同	右同	谷山
松田為伸	大脇為功	児玉利幸	前田兼蔵	田中万左工門	入佐俊行	是枝半之丞	田中武二	平田宗恩	長倉祐徳	厚地政恒	児玉利永	児玉利大	是枝彦一	吉井友輔	
右同	右同	右同	右同	田布施	右同	右同	右同	右同	伊集院	田布施	同	同	同	谷山	
知覽愛助	宮内軍助	尾辻金次郎	宮内敬直	篠原諸右衛門	飯牟礼鷲熊	西郷謙蔵	瀧聞源蔵	小野平太郎	吉富八左衛門	宮内敬二	橋口安定	竹ノ下旧章	長倉友之丞	山下兼斌	

右同	右同	右同	右同	恒吉	右同	右同	右同	右同	恒吉	右同	右同	右同	右同	恒吉
留岡実之	和泉秀堯	山口覚太郎	堀切篤彦	宮路政節	成尾武彦	吉岡安高	山下正節	蓑田金秋	中島義貫	奴久妻兼義	永井利福	井上佐平次	上原政重	笠茂政徳

右同	右同	右同	右同	国分	右同	右同	右同	右同	国分	右同	右同	右同	右同	伊集院
鎌田孝右衛門	安楽仲右衛門	荒田九十郎	荒田伝次	荒田六郎	有馬休次郎	山内直七	山崎 静	山元四郎兵衛	安島万治	平山甚蔵	石塚金之助	石塚甚五郎	浜島龍太郎	石塚甚之助

右同	右同	右同	右同	国分	右同	右同	右同	右同	国分	右同	右同	右同	右同	国分
川畑小次郎	肥後伊平太	鮫島助一	松田源左衛門	荒田省助	肥後正五郎	梅北十右衛門	石塚長太郎	石塚種	荒田与平次	矢野弥兵衛	蒲地仲一	宮原雄藏	有馬善助	牧元要藏

右同	右同	右同	右同	入来	右同	右同	右同	右同	国分	右同	右同	右同	右同	国分
種田伝次	田中五右工門	村尾伝次	重永玄哲	岡元九左衛門	野崎万助	井尻庄一	安楽平治	荒田伴助	浜田英二	豎山宗右衛門	本田吉左衛門	曾山仲五郎	三島彦左衛門	荒田覚助

右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	入来	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
湯田八之進	谷元次右工門	前田嘉吉	貴島勤之助	吉永健介	清瀬勘太郎	谷口如琢	本田仲右衛門	祁答院公益	田中市郎兵衛	副田隆兵衛	浜田甚次右工門	右田直助	増田半助	今村佐藤次					

右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
小野伝五郎	山元喜次郎	堅山利貞	西武敏	林藤之助	宮崎才藏	木場孫太郎	藤田長蔵	間世田弥介	川俣佐祥	小田原万助	西作右工門	中馬栄助	西佐左工門	平原平七郎					

右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	重富	
松元善八	山崎喜之丞	厚地吉左工門	小田原周輔	松木政馳	川畑柳太郎	榎田伝作	西源輔	菅谷次左工門	田代清	川崎市十郎	池上林右工門	小倉中太夫	三和直八	川畑武左工門
右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	重富
安田行正	有川万之助	山元壮一	有馬常太郎	有村治兵衛	後藤正彦	小倉彦八郎	龜山矢一郎	池上宝一	中村鉄五郎	永吉直右工門	臼井正助	色紙雄七郎	溝口藤七郎	中村弥右工門

右同	右同	右同	右同	喜入	右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	右同	重富
山口十郎	榎屋丈太郎	伊牟田精八	肝付兼濟	前田伊右工門	園田十郎	廻覚太郎	永野武次	松木政好	隈元嘉右工門	野口伝助	川俣孫二郎	寺師勇之助	石塚直太郎	緒方雄一郎

右同	右同	右同	右同	喜入	右同	右同	右同	右同	喜入	右同	右同	右同	右同	喜入
丸岡泰左工門	牧之瀨数左工門	山口鉄之進	八木慶左工門	西村織右工門	山野勇之助	佐藤吉次郎	池上藤左工門	肝付兼守	白浜賢右工門	田中 稻助	徳永新右工門	日高 翼	坂口彦左工門	松崎十兵衛

右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	勝目
椎原甚之進	吉嶺庄市	本田嘉太夫	日置仲太郎	平峯甚藏	酒瀨川弥次郎	酒瀨川直市	丸野宗之助	丸野佐次郎	佐藤才助	羽牟友助	高崎弥七	高崎勇左工門	高崎齊右工門

右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	勝目
高良仲之進	橋口正左工門	池田友次郎	椎原彦袈裟	椎原八郎	日置勘右工門	平峯軍助	高良万左工門	井上善之助	椎原百治	椎原尚衛	椎原武左工門	鯨坂休左工門	椎原英藏

右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目
平峯善次	本田弥藤次	平峯善左工門	本田治武	吉永正藏	鯨坂孫市	本田新七	本田英助	高崎嘉納右工門	本田厚藏	吉永彦二	鯨坂六左工門	本田金熊	平峯治兵衛	本田九左工門

右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目	右同	右同	右同	右同	勝目
若松小太夫	丸野嘉納二	丸野勇之助	椎原織之助	椎原多郎太	高良佐太夫	橋口直次郎	鯨坂栄右工門	本田多郎兵衛	椎原国輔	椎原次右工門	鯨坂喜八	鯨坂弥八郎	丸野壯兵衛	吉嶺愛助

右同	右同	右同	右同	帖佐	右同	右同	右同	右同	帖佐	右同	右同	右同	右同	帖佐
山路栄之進	柏木市郎左工門	森直次郎	山田藤七郎	東藤五左工門	脇田奥右工門	森直太郎	横山小藤太	竹下伝助	高橋渡之助	岩爪熊次郎	平松善次郎	平松宗之助	東郷静助	養毛長左工門

右同	右同	右同	右同	加世田	右同	右同	右同	右同	加世田	右同	右同	右同	右同	加世田
相徳定健	尾辻佐一郎	神田嘉一郎	仁礼景美	田実圭三	生駒佐一郎	相徳耕造	小城太郎兵衛	小田原禎助	面高成三	加納長左工門	井尻神助	岩城武二	相徳八十右工門	相徳白

右同	右同	伊作	右同	阿多	右同	右同	右同	伊作	右同	右同	右同	右同	加世田
泊一之進	泊重教	宮内幸藏	田中六郎右工門	鮫島七郎右工門	鯨坂兵市	上野龍左工門	田部源七郎	篠原政行	丸山文藏	森田太郎	田実邦一	川越雄右工門	鮫島加次右工門
右同	右同	右同	右同	川辺	右同	右同	右同	右同	川辺	右同	右同	右同	川辺
池田水之丞	中条村右工門	宮内伝之丞	上野一彦	金田恕右工門	金田源次郎	桑波田莊之丞	菊野少	池田耕作	有馬恕兵衛	木原正太郎	池田平之進	高良武文	池田順

右同	右同	右同	右同	川辺	右同	右同	右同	右同	川辺	右同	右同	右同	川辺
山元直之進	金田愛之助	肥後仲袈裟	堀之内重喜	勝目泰真	岩下方昌	長井源之進	金田伝之丞	上野弥吉	高良武経	前田八左工門	折田仲次郎	前田喜藤太	重信安能

右同	右同	右同	右同	大口	右同	右同	右同	右同	大口	平民鹿兒島居住	加世田士族鹿兒島居住	右同	高隈士族鹿兒島居住	川下純蔵
逆瀬川小右工門	早水松次	税所源助	松元市之進	竹ノ下順作	馬門藤一郎	淵ノ上正次郎	島田甚四郎	上井彦太	有村隼見	瀬戸山太郎太	小川剛蔵	池田喜之介	池田九兵衛	竹下純蔵

右同	右同	大口	入来	大口	右同	右同	右同	右同	右同	大口
松下弥右工門	完野小之進	今村林兵衛	郷田興兵衛	宮原喜右工門	今村四郎左工門	益崎喜一郎	白尾良左工門	三浦助四郎	吉田兵次郎	宮竹袈裟次郎
										園田八郎
										竹ノ下仲左工門
										山下喜七郎
										藺牟田伝左工門

右同	右同	右同	右同	垂水	右同	右同	右同	右同	右同	右同	垂水			
榎山桐介	町田権一郎	関屋義繼	瀬戸口二之助	小田董一	城島伊八	松田半助	川添戸左工門	追田金左工門	前田清二	川上伝五	坂元岩次郎	前田利徳	榎山基	富田助七

右同	右同	右同	右同	垂水	右同	右同	右同	右同	垂水	右同	右同	右同	右同	垂水
高野市介	高野知加喜	江藤為二	有馬一盃	山口弘	倉岡寿平次	伊集院俊盛	八木親豊	川崎良尚	前田利堅	池田作兵衛	川上清介	伊地知一弥太	伊地知重治	町田叶二

右同	右同	右同	右同	垂水	右同	右同	右同	右同	垂水	右同	右同	右同	右同	垂水
川上武男	友重昌吉	桑波田友二	町田義彦	三浦直二	倉岡岩熊	松元孫次郎	瀬戸口伝之進	瀬戸口助次郎	瀬戸口治右工門	島兒勝彦	伊地知重安	大山喜藏	大山茂助	前田六十

明治十年 (1877)

右同	右同	右同	恒吉	市成	右同	右同	日置	垂水		加世田	右同	右同	垂水	加世田
竹下 定吉	蓑田 長茂	留岡 実利	枝元 盛安	熊谷 直	安田 陽之助	加治 木採藏	黒木 十郎	富田 宗祐	菱刈 莊之助	春成 律之助	伊集 院等	小田 歆治	和田 外面	宮原 嘉兵衛

右同	右同	右同	右同	重富	右同	右同	右同	勝目		右同	右同	右同	右同	恒吉
春山 庄之進	原口 助太郎	山口 喜十郎	緒方 甚七	寺師 十藏	高良 文左工門	鯨坂 平兵衛	本田 齊	篠原 源之助	本田 杏輔	川畑 善藏	松下 助左工門	山口 長重	鎌田 正範	野上 田光行

右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城
平山清風	久保田高直	永井実勝	大館晴恒	北郷資秀	白浜平	坂元重庸	武田吉左工門	大河平保介	山下盛徳	内藤利正	莫根良知	高野安恒	川上親麿	肥田景之

右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城
松山篤二	安山親介	北郷資敏	須田利武	河野通浩	隅秀一	鎌田政行	山下糾	志摩清雄	種子田肇	芝時習	財部正	岸良壮兵衛	今井兼悖	石坂氏貫

明治十年 (1877)

右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城
山内儀習	龍岡資標	土持則矩	山下才介	小杉幾茂	和田左右平	中島平作	坂元重澄	神田資邁	上原尚正	和田伴左右	隅清治	清水晴順	神田橋助世	浜田助国

右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城
中島良助	財部成正	玉利名留美	志和池豊周	山下謙介	曾原良助	内藤利直	渡辺新	上田隆秀	志々目直矢	有馬良勝	土屋兼士	坂元重愛	村田平	荒川儀堅

右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城	右同	右同	右同	右同	都城
曾木重生	池袋清亮	財部貫	北郷資知	北郷彦二	杉祐助	山下一助	高松祐七	安山親彦	北郷資真	有馬純広	曾原良晴	花房兼達	渡辺甲介	北郷邦衛

右同	大始良	右同	右同	始良	右同	右同	右同	鹿屋	右同	右同	右同	右同	右同	都城
岩松真七	梅北嘉左衛門	鎌田禎蔵	田野辺孝蔵	石田休右衛門	池田重時	小山新次郎	竹下伝次郎	石踊盛	平田五郎右工門	田原親泰	武田省介	堤可平	隈元棟貫	北郷申吾

惣計六百十五名

今和泉

間世田勝正

右同

岸良栄輔

右同

外山市郎兵衛

横張原寸 縦二三・五厘 横四〇厘 一八枚

右同

志々目彦五郎

右同

宮田十郎左衛門

二七八六ノ二

右同

平峯宗八

(表紙) 明治十年五月

名簿

桜島

都之城

曾我豊男

右同

福留文治

酒匂 景範

右同

菊池盛広

酒匂 景幸

右同

入水篤良

有村 平一

右同

渡辺 葉

藤崎権十郎

都之城

福留多門

古江覚之進

右同

河野敬一

村山政之丞

右同

成山氏吉

村山 貞良

右同

大岩根正秋

折田治右工門

右同

大岩根正秋

折田治右工門

有村正之進

村山九郎左衛門

永田孝兵衛

今村九郎左衛門

萩原 幸藏

緒方正之進

鎌田 龜十

萩原權之丞

草道吉兵衛

永田休之丞

永田 一二

鎌田 庄吉

横山源左衛門

横山喜右工門

横山 六郎

横山 喜市

横山弥藤太

岩切正之丞

横山 矢七

岩切正右衛門

木佐貫太平次

官ノ原喜左衛門

村山藏太郎

横山 平助

酒匂 幸内

横山 岩吉

池田与左衛門

横山 城一

岩切作次郎
横山藤五郎
横山金四郎
萩原重左衛門
上山 善藏
萩原藤一郎
横山金七郎
岩切 平助
湯浅次兵衛
岩切吾兵衛
横山 藤藏
上山 平内
国生 喜八
萩原仲五郎

酒匂 景吉
横山 貞生
横山平兵衛
村山次右工門
萩原 貞門
限元 景英
横山藤十郎
木佐貫与右工門
横山四郎右工門
鎌田 六郎
上山与左衛門
木佐貫弥兵衛
折田伝之丞
上山与七郎
上山平之進

国生 行直

酒匂 景虎

有村吉之進

酒匂 景平

萩原七左衛門

横山 貞丈

上山 惟孝

横山東一郎

宮ノ原源藏

萩原佐平次

酒匂勘右工門

酒匂 熊助

湯浅 十郎

村山 源次

今村源四郎

萩原 貞春

池田 助市

池田太次右工門

木佐貫有之助

藤崎長右工門

池田 權助

上山 与助

池田熊十郎

横山喜右衛門

酒匂友次郎

有村 休藏

上山長之進

池田 源七

有村熊太郎

藤崎藤五郎

藤崎正之進
池田 万熊
横山 八郎
藤崎 有助
村山 孝八
藤崎善之丞
池田太次郎
上山小兵衛
上山助右工門
上山休兵衛
東条 玄齊
萩原平太夫
横山金次郎
村山宗之丞
上山 伊助

酒匂 景広
村山 英助
酒匂藤次郎
木佐貫次郎吉
有村仲五郎
横山休太郎
有村 善熊
上山正之助
川原李之進
木佐貫万之助
武 尚一
有村岩右工門
藤崎堅右工門
折田小之進
篠原与次郎

有村嘉兵衛

池田与右工門

池田正之助

池田熊八

池田伊之進

上山猪之助

片ノ坂助次郎

有村十郎

村山善吉

村山善七

藤崎栄吉

池田休之助

有村八郎

中村仲之助

隈元十郎

上山市蔵

久米藤次郎

上山休蔵

萩原太兵衛

園田郷兵衛

上山平兵衛

上山岩次郎

有村一次

園田市兵衛

上山源太郎

上山源次郎

久米才次

上山庄五郎

上原伝兵衛

上山七左衛門

久米喜平太

久米島之助

隈元一郎太

俣野 淳成

中村仲兵衛

村山 勇藏

上原 堅一

武 次助

園田清之進

園田甚左衛門

惣計百六十五名

横帳原寸 縦一三・五種 横四〇種 七枚

二六七 奈良原繁ヨリ久光公へノ建言

公ノ東上献策ヲ促ス

伏シテ案スルニ 閣下ノ国事ニ勤勞シ志ヲ 王家ニ効ス、

蓋シ亦年久シ、繁陪従ノ久キ、誠ニ 閣下ノ心事至公私
無ク、唯国事ト 王家トニ眷々タルヲ知ル、特ニ繁独リ
之ヲ知ルノミナラス、至誠ノ発スル所天下亦之ヲ知ラサ
ルナシ、故ニ 閣下ノ出処進退ハ天下皆心目ヲ淫シ、殆
之ヲ以テ国ノ安危ヲトスルニ至ル、抑

皇国今日ノ勢内ハ万機之政未タ整理ヲ得ス、外ハ各国之
交未タ権衡ヲ得ス、用度ハ日々ニ匱乏ヲ告ケ、物産ハ猶
衰耗ヲ患ヘ、土風ハ衰替シテ振ハス、国憲ハ紛錯シテ立
タス、此時世ニ際シテハ、苟モ国家アルヲ知ル者ハ笑ニ
身ヲ効シ命ヲ致シ、百計回復ヲ謀ルノ時ニシテ、決シテ
退隱自ラ全フスルノ日ニ非ス、我國權ノ現ニ日々ニ地ニ
墜チントスルヲ目撃シテ、而モ黙々傍觀セントスル、豈
憂国君子ノ能ク忍ンデ為ス可キ所ナランヤ、我ガ国態
此ノ如ク、国人ノ義務モ亦此ノ如クナルニ、此間ニ於テ
西郷隆盛等ハ則敢テ凶器ヲ我同胞ナル人民ニ加ヘ、無辜
ノ国人ヲシテ惨毒苛酷ノ境ニ入ラシメ、乃又我ガ
皇帝ノ親兵ニ抗シ、我ガ

皇帝ノ政令ニ背キ、外邦ニ向テ干城トナル可キ武夫ノ幾隊ヲ率キテ、兄弟搏噬ノ間ニ斃レシメ、我國ニ於テ命脈ノ関スル錢穀ノ巨額ヲ挙ケテ矢石紛飛ノ中ニ銷セシム、西郷ノ目的ハ縦令良好ナルモノニモセヨ、其挙動ハ決シテ疎暴輕躁タルヲ免レス、故ニ西郷ノ一挙ニ於テハ閣下固ヨリ既ニ其非ヲ悟リ、鎮撫ヲ万一ニ尽サレタルハ世人モ皆知リテ疑ハサルナリ、然リト雖モ、西郷ガ平生ノ志行ニ於テ容易ニ此妄挙ヲ図ル者ニ非サレハ、其原因ハ或ハ中原以下口供ノ事ニ発スルナルヘシ、然ラハ則擁兵東上ノ一事ヲ以テ未タ遽ニ西郷ノ叛跡顯然ヲ指定ス可カラス、必ヤ中原以下ヲ糾弾シテ其事実ヲ公言セシメ、而シテ後始メテ其叛逆ノ真偽ヲ知ル可ク、而シテ後始メテ得難キノ武夫ヲモ死戦セシム可ク、惜ム可キノ錢穀ヲモ銷耗セシム可シ、閣下ハ早く此理ニ見ル所アリ、西京駐 輦ノ日ニ於テ状ヲ 輦下ニ奏セラレタルハ、繁亦側カニ之ヲ知レリ、閣下ノ順逆ヲ明ニシ事理ヲ弁スルコト此ノ如キハ、平素

朝廷ニ於テモ深く了知セラル、所ナリ、曩ニ遙々勅使ヲ以テ 上諭アリシヲ以テ知ル可シ、今更繁カ喋々ヲ俟タルナリ、休戦ノ事ハ當時未タ行フ可カラサルノ情勢アルヲ以テ、之レヲ聴カレサリシモ、其条理ハ廟堂固ヨリ不当トセサリシナリ、今ヤ賊焰漸ク衰へ、休戦ノ令モ是ヨリ其議ヲ開クヘシ、理非曲直ノ分モ是ヨリ其裁判ヲ始ムヘシ、而シテ国家将来ノ方法、是ニ於テ一転ヲ議スヘク、法度財政是ニ於テ其更革ヲ謀ル可ク、國ノ変乱ノ後ヲ善クスル、抑亦大關係ノ事ナリ、而シテ 閣下ノ愛國ノ赤心ト勤 王ノ宿志トヲ以テ十分ニ其意見ヲ陳シ、國家ノ大計ヲ定ムルハ、今ノ時ヲ舍テ、其レ又時アランヤ、独時ナキノミナラス、若シ今日ニシテ 閣下出テ、直論スル所アルニ非スンハ、殆ト天下ノ 閣下二倚頼シ、閣下ニ望ムニ愛國憂邦ノ事ヲ以テセシ者ヲシテ、皆將ニ失望スル所アラシメントス、唯ニ失望スル而已ナラス、或ハ將ニ疑惑ヲ生スルニ至ラントス、夫レ積年勤王憂國ノ名望ヲ受ケタル、 閣下ニシテ反テ國家ニ辜負スルノ

疑ヲ天下ニ蒙ムルコトアラハ、閣下亦何ノ面目アリテ

天下ニ対スヘキ、閣下ノ至公私無キハ繁既ニ万々之

ヲ知ル、而モ特ニ其出処ノ跡ニ就テ此等ノ疑ヲ朝野ニ蒙

ムルコトアラハ、繁実ニ痛惜ニ堪ヘス、此際ニ於テ繁モ

亦一片ノ論議無キ能ハス、仰キ冀クハ閣下一タビ繁

ヲ從ヘ往テ

鳳闕ニ朝シ、驥尾ニ附テ少ク国家ノ得失ヲ上陳スル所ア

ランコトヲ国家ノ大事一日ヲ緩フスレハ、茲ニ一日ノ不

幸ヲ増ス、願クハ閣下果鋭ノ断ヲ以テ速ニ駕ヲ命シ賜

ヘ、繁恐惧ノ至ニ堪ヘス、

明治十年

從二位島津老公閣下

榎原繁頓首百拜

冊子原寸 縦二四・五糎 横一七糎 四枚

三六八 山下邸御留守中金錢本払帳

(表紙)
「十年丑八月

御留守御用運金本払総

山下邸出納掛

御金本

丑五月三日
一金九百三拾円

一錢貳拾四貫五百文

但九六分

旧錢ニシテ八百八拾貳貫文

金ニシテ貳拾三円貳拾壹錢五毛

右御留守御用途本金

丑六月廿日
一金八拾円

右黒鹿毛第四旅団江御払渡代金

合金千拾円

合錢貳拾四貫五百文

惣合

金ニシテ千三拾三円貳拾壹錢五毛

金ニシテ千三拾三円貳拾壹錢五毛

右之払

一金三百八拾七円三拾銭

内
貳百九拾貳円八拾銭

右丑五月より七月まで御留守詰御扶従、其外小仕

等迄月給被下払候、

八拾九円五拾銭

右御裏御年寄以下惣女中、丑八月中月給被下払候、

一同百七拾壹円三拾七銭三厘七毛

内

六拾壹円四拾七銭九厘

但白米九石九斗

壹斗二付六拾貳銭壹厘ツ、

右県庁より申受米代払

百九円八拾九銭四厘七毛

但真米三盃入五拾六俵

同式盃入 貳拾四俵

合三盃入ニシテ七拾貳俵

壹貫二付旧銭五拾八貫文ツ、

右米藏古取払役より御買入代払

一同八拾貳円

内

拾貳円、壹人二付六円ツ、

但御家丁鳥尾彦左エ門

御門番小原藤兵衛

右兩季二六円ツ、被成下候御規定相成、当七月渡下

シテ被下払候、

六拾円

但脚貳人、執事方小仕三人、御裏小仕四人、御廐別

当小仕兼壹人、御庭人足貳人

右前条同断被下払候、

拾円 壹人二付貳円五十銭ツ、

但管膳方人足 源助 甚左エ門 甚五 次郎八

右前条同断被下払候、

一金拾円

右丑七月十四より同三十一日迄、時々小買物分用とシ

テ、御家丁鳥尾吉左工門・川越嘉弥太江相下候、

七月十四日
一同四円拾三銭六厘

右

悦之助様

真之助様御方、毎月御規御菓子料并御初穂為御用差

通候様御年寄申出候付、七月渡分とシテ御年寄へ相

渡、

七月十六日
一同四円九拾銭

但醬油式樽 四斗入

右御常式、其外御臨時御用とシテ県庁より申受代払

一同九円三拾銭

内五拾銭

右旧垂水於苗殿死去ニ付被遣候御用払

五円

右御神前、其外諸神社御祭等西鎌蔵御頼入ニ付為御

挨拶被下払候、

三円

右於輯様御手習等之御相手吉見胖造御頼入ニ付、骨

折為御挨拶被下払候、

八拾銭

右当二月時分より御庭於神社等有川真院江御祭御頼

入ニ付為御挨拶被下払候、

八月十日
一金貳円

右御留守中、御留守詰任職并御守衛人数小仕等迄一統

へ骨折とシテぶた料理被成下候節、御買入ニ而此節御

代払、

同日
一同三円八拾貳銭八厘九毛

内
百拾貳貫五百文

但上草り六百足代

丑三月廿日より同五月四日迄御買入

拾八貫文

但庭帶三拾本代

上納人伊右衛門

拾五貫文

但庭帶式拾五本

同 庄次郎

右之通時々御買入代払

惣合払

金六百七拾四円八拾三錢八厘六毛

差引残り

金三百五拾八円三拾七錢壹厘九毛

横帳原寸 縦一三・三種 横四〇種 五枚

三六九 久光公ヨリ山県川村両參軍へ

官軍兵卒乱暴狼藉ノ件

今般賊魁伏誅為天下大幸之至ニ存候、貴殿等数月之軍勞

致推察候、就而其夜追撃之節於邸辺ハ一戰ニ不及、賊徒

致遁逃候由、然ルニ邸中不殘及放火、其上兵卒乱入資財

致掠奪候由、絶言語驚駭之至ニ候、於拙者父子は賊等暴

挙之初より一毫も關係不致候処、右様之次第ニ相及候は

玉石混淆之御趣意ニは無之筈、決而罪科有之義と存候間、

罪状之次第致承知度、若無其義只兵卒之暴動ニ出候ハ、

相当之御軍律ニ被処度、右両条明白之御処分所仰候也、

九月廿五日

島津從二位

山県
川村 両參軍殿

文書原寸(折紙) 縦一四・五種 横四〇種

三七〇 川路利良ヨリ大久保利通?へ

疫病予防ノ件

宇和島より引揚候隊も速ニ御暇相成候様致シ度、就

而は断然御代覽ニテ宜シキ事と奉存候、余計の人数

を都ニ留メ候而は、入費は勿論、此節柄疫病の恐れ

第一と被存候、速ニ御決評奉願候、

千坂着ニ付疫病予云々被仰聞趣敬承仕候、早速田辺を横

浜江差遣シ可申候、新撰旅団は未陸軍の管轄ニ付、陸軍

省よりも尚着手相成る事と被存候、前田夜前より羽根田

村江談通シ、他村と交通を絶タシメ、或夜間往来を恐レ

柵を結ひ候様申付置候、予防の力欵、今朝未新煩届無之、

先ツ仕合ニ御座候、御安心の為申上候、敬白、

十月三日

川路利良

文書原寸 縦一八・三纏 横六一・五纏

三九 谷干城ヨリ大久保利通へ

書状二通新聞紙一綴受取ノ件

(封紙ツラ書)
大久保利通殿

谷干城

閣下

一御書状

二通

内 大山少将へ

林少輔 へ

一新聞紙 一纏

右熊本へ御廻シニ相成候ニ付、慥ニ御請取申候、尤拙

生船便之都合悪敷、不得止今日之出足差延申候、此段

御承知置奉願候、

頓首、

十一月十九日

文書原寸 縦一六・五纏 横五〇纏

三三 久光公へ銀盃一組下賜

鹿児島県下罹災者救助ニ付

従二位島津久光

鹿児島県下兵燹ニ罹リシ者、救助トシテ金三千五百圓

余差出候段、奇特ニ付為其賞銀盃壹組下賜候事、

明治十年十二月廿一日

太政官

文書原寸 縦二二・七纏 横三〇・八纏

三三 久光公手記

漢文

久光以下無兵權之故不能鎮撫之。傍觀自若矣。京師諸道有同意賊之說。故朝廷以柳原前光為勅使。就使促上京。三月八日。乘汽船至鷹港。黑田長薄。島津忠寬。從焉。亦促上京。十日。前光來于山下邸。命。以病辭上京。十二日。前光發鷹港。遣六男久封。七男久濟于汽船送之。四月一日。遣四男珍彦。五男忠欽。于京師。謝勅使之事。且請停征伐之兵。訊鞠隆盛及利通等。朝廷不納。五月三日。避亂如小池村。留宿于旧地頭邸。八日。珍彦忠欽歸自京師。六月十五日。移小池村。七月十二日。鹿兒島鎮定。故出小池村。二十四日。隆盛等伏誅。鹿兒島悉平定。山下邸罹兵火。十一月二十日。本宗忠義為伺天氣朝于東京。此日乘汽船發鷹港。久光有病不能朝。久濟代而上京焉。二十五日。發小池村。至于指宿邑二

月田温泉邸留停焉。是以山下邸罹災故也。

十一年戊寅五月十六日。久濟歸着于二月田邸。十一月

十七日。玉里邸半成焉。故久光率家族。乘汽船發指

宿邑。歸鷹島矣。

十年四月三十日。先是東京桜田邸区内有寄付学校資

金、是日官賞之、賜木盃一個。

十二月廿一日

先是為救助鹿兒島県下罹兵燹人者寄贈金三千五百圓

余、是日官賞之、賜銀盃一組。

先是皇居炎上、是故獻金二万円、是日賞之、賜金盃一個、

年月未詳

十二年六月十七日 叙正二位

十四年七月十五日 叙勲一等

十七年七月七日 特授公爵

十五年

曆 一部

文書原寸 (折紙) 縦一三・七糎 横三九・三糎

三 無名氏書翰二白 宛名不明

美々津方面ノ巷説云々

二白、美々津辺之所、色々巷説相聞得如何之情実ニ御座候哉、笑止千万之事ニ御座候、乍併林始差入ニ而程克処分も可相付卜遲察致候、

文書原寸 縦一六糎 横二一・二糎

三 山下邸守衛人数

山下御邸

御守衛人数

久木山泰藏

五月九日ヨリ
渡海

向井新兵衛

園田与之丞

西 謙 藏

白坂郷左衛門

伊作

田部信七

池上彦二

瀬戸口武備

満留源藏

鈴木基理

吉留良七

竹之下吉次郎

上野清左衛門

泊 善右衛門

浜田喜平太

黒川喜影

福元甚五右衛門

池田嘉之助

浜田豊彦

夫卒式人

帖佐

恒吉

島田正左衛門

餅原作太郎

竹下源助

山路弥左衛門

後藤祐之

川畑篤徳

野上田光武

高野盛徳

宮路政正

笠茂嘉太郎

児島高良

夫卒壱人

石踊宗七

壱岐喜次郎

法元太郎左衛門

小仕

町田為兵衛

佐多直八

中神三平

鳥丸吉左衛門

正次郎

小次郎

猪之助

伊右衛門

御庭人足

市太郎

金助

營繕方

甚五

甚左衛門

源助

次郎八

御膳所

けさ次郎

四郎助

御裏小仕

太郎

直助

二助

権太

別当

万吉

御門番

小原藤兵衛

冊子原寸 縦一三・五糧 横二〇・三糧 四枚

〇三六 京都見親王ヨリ久光公へノ年賀状

三六 山口県吉敷郡曹洞宗關雲寺住職瀧断泥ヨリ

久光公へノ願書

鹿兒島福昌寺復興ノ件

〔封筒〕
謹上

前左大臣島津公閣下

執事開奏

〔封筒ウラ〕

〔朱〕 曹洞宗大教院派出
瀧断 泥拝具

〔付紙〕

山口県周防国吉敷郡鳴瀧村

曹洞宗關雲寺住職

瀧断泥

謹頓首再拜上書

從二位前左大臣島津久光公閣下断泥、聞之子孫事祖宗、

猶如事其生夫如事、其生者不啻尽敬於祭祀在繼其志而已

矣、能繼其志者敬祖宗之所敬、愛祖宗之所愛以及其屋烏、

故丁蘭之事木主成王之管洛邑周人之思召、公自古所伝君子以為純矣、若使三人者有毀主不嘗有伐、則君子豈謂之純矣哉、人情之所存古今不異也、伏惟福昌寺者、閣下之管域也、而寺廢僧追墟地榛莽十年於此矣、蓋時勢所使然今不敢論也、頃者断泥受大教院之命、將復之已告之梟官、而其故地皆為、閣下之所有非梟之所管也、故断泥不顧無以將有一言於、閣下言或触忌諱、閣下虚懷以受之令其得尽言、夫福昌寺者石屋禪師所開基礎、而其宏大於本梟莫及焉者、閣下之祖宗寵待禪師給祿實之法灯相揭、以護塋域以祈冥福、而一旦廢棄至此、嚮、閣下之祖宗無尊崇之心、則安尽莫大之民力、以起宏大無前之伽藍哉、幸余燼猶存恢復之不難也、伏請、閣下思祖宗之所以、實此寺寮石屋之所以被寵待賜墟地、以為香火瓜華之用使之長護塋域、則不唯、断泥之幸抑石屋之幸也、則、閣下之祖宗亦当称歎於冥々矣、閣下試思之祖宗所以、實此寺者如何哉、断泥以為、閣下所以今日繼祖宗之志莫大焉、何者祖宗之所敬愛、而不顧是豈人情也哉、故、閣下宜速

賜墟地、所謂三人者之所為不他求也、且方今真宗開教本

梟、蓋古者為國禁弛廢至於此、夫雖祖宗禁於民而今也、

無君臣之義、然使之踞祖宗所領之土地、誘祖宗所愛之民

人、而、閣下於私心甘心焉乎、吳越同舟風波相救、況

閣下旧主而不釈然乎、此也、必矣、其不釈然者不豈人之

情耶、然則与民婦所禁者、寧孰与令之婦其所寵者、苟

閣下主賜墟地民人翕然婦之、且夫去春事起戰者与逃者相

軋子溝壑橫死、原野魂魄飄然不知所婦、令之得其所者断

泥之任也、閣下豈亦曰、不宣乎、幸熟思而可也、若曰、

祖宗之所愛吾毀之祖宗之所重、吾輕之、則非断泥所聞也、

復何望之有、閣下少留意焉、

明治十一年一月日瀧断泥再拝頓首、

文書原寸 縦二七・五糎 封筒原寸 縦二〇・五糎

横 二〇糎 横 四・七糎

付紙原寸 縦一四・二糎 横四・七糎

○三六 鋤山技師独逸人「パウ、ヲヂエル」ノ名

刺

東京浜町島津三郎君行

酒ヲ飲ム者ハ、苦使十三日贖罪スルコト聴ス、

木戸内務卿

三条太政大臣殿

文書原寸 縦一六種 横一四・二種

三九 伊地知正治書翰 宛名不明

炎暑甚敷御座候処、先々御多祥奉賀候、別紙拾三冊頗ル
旧紙二付、最早御覽濟候半ト存候得共、近日故紙中ヨリ
見出候二付、或ハ御見合ニモ相成候状ト存シ、持セ差上
申候間御落掌被下度候、左候而右次第ノ書冊故御返却ニ
不被及、御留置被下度候也、

十一年

八月八日

伊地知正治

文書原寸 一八・三種 横三一・三種

三〇 木戸内務卿ノ巡查懲罰例中追加意見

巡查懲罰例中追加ノ内

第十三条、凡屯管内ニ在ル者娼家ニ宿シ、及ヒ妓ヲ挟ミ

〇六一 京都見親王ヨリ久光公ヘノ年賀状

述懐和歌一首

三二 山県正房年賀状 宛名不明

該春之佳祥不可有際限、万里共新愛度申納候、先以喬堂
弥福祉亨嘉被為唱、松柏之頌歡喜之至肅而奉祝賀候、次
二弊家一同瓦全加馬齡候条、御静念荷希望候、斯二開歳
權喜之祝史を捧呈し、自余後郵を期し縷々陳述可仕候、
恭恐遙賀、

十二年

一月三日

山県正房

頓首

文書原寸 縦一六種 横三六・五種

○六〇〇 久光公正二位陸叙記

二通

二六〇 三条実美ヨリ岩倉具視へ

川路大警視祭糒料下賜ノ件

過刻御書中拝承候、川路江祭糒料之義、二千円と内務卿相談相定申候、愚存ニハ贈位ニ而も可然と存候処、西郷・山県辺見込、陸軍之差響も有之、見合之方宜との評議ニ有之候、猶明日拜上御咄可申候、

山内内願一件ハ、何卒尊公御取計之様相願申度候、先は此段如此候也、

十月十五日

実美

巖公

文書原寸 縦一九・五糎 横五七糎

二六〇 久光公ヨリ伊達宗城公へ 草案

富子様縁談ノ件

芳翰薰手拝読仕候、秋冷之候御全家御揃御安全、殊ニ

尊台不相替愈々御健康之由重疊奉大賀候、陳は縁談一条

云々之次第御厚配奉遙察候、猶愚拙大苦心之程御賢察奉願候、就而縷々御示諭之趣委細拝承、速ニ応貴命候義判意ニは候得共、於爰許未尽事之訳も有之候付、中神江委曲申聞上京為仕候ニ付、細目は同人より御聞取相願候、尤旧来之於御親睦は此一条之成否ニ不関、依然たる心底ニ御座候間、御憂慮無之様相願候、先は右申述度貴答旁如此御座候、頓首、

再白、時季御保護之様奉存候、乍筆末従四位方へも御鶴声宜奉願候也、

文書原寸 縦一六・七糎 横二七・五糎

○六〇〇 京都見親王ヨリ久光公へノ年賀状

二六〇 久光公ヨリ伊達宗城公へ草案

富子様縁談

一月廿三日之尊翰拝読仕候、春寒之候

御全家御揃御壮栄、殊二

賢兄愈御健剛之由重疊奉恐賀候、然ハ縁談一条御相談申上候処、愚使江御返答之上猶貴价御差遣、細詳之御趣意拝聴、総而応尊意、則今般上京之都合ニ立到申候、定而久々ニ御全家御対面ニ而御情慮奉延察候、尚此末於老夫別ニ異存無之候間御安慮奉願候、且別段国会云々御伝声相承、因循之頑老、殊二僻遠之土地ニ幽居、皇都之形勢茫乎トシテ不相弁、猶熟考之上鄙策モ有之候ハ、後便可申上候、何分不容易時勢ニ立到、慨嘆之外無御座候、余事ハ貴价ニ相佐文略仕候也、

二月十九日

再伸、余寒御自愛相願候、從四位君江モ御鶴声よろしく奉願候也、

文書原寸 縦一六・五釐 横六三・五釐

二六〇 板垣退助より島津久光公へ

西山志澄鹿兒島行の件

（封筒）

島津久光殿

板垣退助

台下

（封筒ウラ）

緘

明治十三年

三月十七日

謹テ一翰ヲ島津大賢 台下ニ呈ス、春色稍和暢 台下清穆邦家ノ為メ慶賀ス、顧ミ憶フ曩年屢提誨ヲ辱フス、是感銘スル所ナリ、今復タ觀縷鳴謝セス、爾來久闊鄙意ニ背キ敬ヲ欠ク、万々伏テ恕ヲ請フ、高知県下有志輩嘗テ 台下ノ高風ヲ景仰スルモノ素ヨリ一日ニ非ス、加之錦地近況ノ如何ヲ悉センカ為メ、今回西山志澄錦地ニ赴ク、 台下ノ執事ニ接スルヲ得ハ誠ニ幸甚トス、 台下若シ閑暇面謁ヲ許シ、枉テ示教スル所アレハ、何ソ恃ニ志澄ノ大幸ノミニシテ止マン哉、短章鄙意ヲ叙スル能ワス、 台下請フ、諒セヨ、時下不順ノ候自愛自重、恐惶敬白、

明治十三年三月十七日

板垣退助拝具

や之助
拜

島津大賢 台下

清三様

文書原寸 縦一九・七種 封筒原寸 縦二〇種

四本様

横九四・五種

横 七種

相良様

中神様

御侍史

文書原寸 縦一六・七種 横八二・五種

〇二六元 島津忠義公ヨリ悦之助殿へ忠字及久字使用

許可ノ件

二通

二八二〇ノ二

(米)
「ミな月欵」

六〇 悦之助様改名済一件書類

十三通

二八二〇ノ一

拝陳、過刻は御枉駕被成下候由、折悪ク不在不能拝輝遣

憾之至奉存候、御説御改名一条本日廻し被下筈と申候処、

別紙之通申出候趣旨無工能相運可申候哉と奉存候、此比

乍粗略乱筆を以て承候、再拝頓首、

四月十二日

むつき三十日御立と仰出されしに、この朝雨風あれ

しかハ舟の頭とも御邸江罷出、御延引を伺出けれど、

雨は御家二とりて御吉例もあり、ことにおもひさた

め玉ひし事なれハ、御行かゝりとの御ことのりあり

しに、やかて雨もはれ、風も追手になりけれハ、

今朝までハあれにし空も明晴て

なミちやすくも行く御舟哉

茲

このたひは佐多の岬も静かにて

舟路ともなき心地こそすれ

御詠

波あらし佐多の岬の高汐も

君か御舟はさわらさりけり

政風

御碇泊はおろかいかやましに追手になりて、早舟に早

きを重さねけれハ、

をちこちの風にかまハぬ舟なれと

追手うれしき浪の上哉

藪

位山のほらん君かふねなれハ

かせもうれしと追手吹なり

腰拔

吹風をまともうけて日向なだ

なミちのとかに行く御舟哉

同

飛あかりとひあかる程うれしきハ

足早舟に追手ふくなり

同

ふけやふけ追手の風に白波の

立にしさとハ早へたてつゝ

武之助

(朱) 驟ノ方歇

微雨初晴発麗湾 蓬窓遥望海門山

日州長灘風波穩 談笑馳過一瞬間

右御作

名にしおふ日向の沖の高浪も

いと、静けき舟路なりけり

右御詠

自発錦港風穩和 日州遠灘絶煙波

陶然吟詠情思爽 含盛罍揮多笑歌

源蔵

このころの空のけしきをかし、雨ふり風ふきいそ之

御邸にてハ、たふときもいやしきも御舟のこのミ

あんし奉るへしなど、ひとゝころ二うちより、御噂

のミなし奉るければ、

さたまなき五月のころのそらなれば

故郷人もものおもふらし

政風

われも同じころを

(朱) 八歌 故郷に雨ふることに諸人の

ふなちいかにといひあしるらん(朱)さハク歌

腰拔

追風に帆をさへあけてゆく舟は

くぬかもお祈り心地こそすれ

政風

早舟にちからをたゆる風なれハ

いよく伊予ち見へ初にけり

薮

舟の早きに島々の面影かはるを見て

みるかうちに詠めのかハる早舟ハ

おもふ湊に今宵つくらん

薮

御座舟のあし早けれハもろふねは

あとしさりするものこそ見れ

政風

きものぬふ針のことくにも島の

間たぬひゆく火くるまのふね

腰拔

昨日けふ四方のけしきはれとも

こころは同じ心地こそすれ

武之助

讃岐の琴平の山をはるかに拝ミテ

君かのる舟ちたひらにやすらかに

守りたまへる琴平の神

腰拔

けふは空もころよく晴わたり、きのふに似すいと

嬉しくみともの人々も顔の色常のことくにて、四方

山の物語りいやましにさかん也、

いさゝかの風や雨にはいとほねと

晴れわたりぬる空のたのしき

政風

五月雨の雲井のまゝにあらわれて

きみかひかりのてらすうれしき

倉内

昨日までふりし五月の空晴て

けさうれしくもむかふ四方山

腰拔

夕日さす八島の浦の浪間より

ほのかにミゆる淡路島山

同

鳥ならハしハし帰りてつけやらん

けふの御舟のそのありさまを

政風

今時の人にしあらハ坊主には

よもやならまし一の谷かな

同

直実はあつ盛ぬしをまねぎしを

われハ神戸のミなどまねげり

腰拔

前たてばめかねとよしもふはよし

たゝそのまゝにつきにけるかな

武之助

雷かおちにけるかとおもふまで

がら／＼と碇りおろしぬ

腰拔

おのかしゝかたりも尽ぬうちにしも

神戸の浦に御船つきにき

政風

立しより願ひをかけし神々江

おもふ湊にかふへつきけり

藪

以上、

文書原寸 縦一七・二櫃 横一五六・五櫃

二八一〇ノ三

略日記

三十日午後三時三十分揚錨

一風ハ西ニシテ少シ強シ、沖小島辺ヨリ開キニ帆ヲ持タ

セ、指宿沖ニテ向風ニナリ下帆セリ、風微少ナリ、海

上平和、佐多岬手前ニテ夜ニ入ル、岬通船ノ比一同熟

睡シテ船ノ動揺セシヤ否知ラス、

七月一日

一字土山沖ニテ夜明ル、海上平和ナリ、夜半ヨリ辰巳ノ

風アリテ帆ヲ揚ク、真追手ナリ、午前九時高鍋沖航ス、

弥平和ニシテ天気殊ニヨロシ、公子ニモ甲板ニ出御

アリ、監督等ヲ召サレ茶菓ヲ給リタリ、同十時過御座

所ニ入御、午後三時頃小雨降レリ、暫時ニシテ止ム、

海上猶平和ナリ、同四時比四国路見ユ、五時頃ヨリ又

雨降ル、海上交替ナシ、六時半頃風止ミ下帆ス、同時

佐賀関前航ス、周防灘ニテ夜ニ入ル、瀬戸内暗夜ニテ

「ダンクサン」ニテ航ス、今日意外ノ平和ニテ長日ヲ

暮シ兼ネ、狂詩歌詠吟雑談話ニテ漸ク長日ヲ暮ラシ果

セリ、

二日快晴

一伊予釣島五港口灯明台前ニテ夜明ル、天気晴レ渡リ、

海上穏カニ北風吹テ少シク冷ムシ、午後一時讚州多度

津前航ス、淡路島灘ニテ夜ニ入ル、今夜十二時三十分

兵庫港へ着艦ナリ、

文書原寸 縦一六・三糎 横六七糎

二八一〇ノ四

鹿兒島県下玉里島津邸

伊集院九郎殿

至急

兵庫薩摩屋滞在

緘 法元太郎左衛門

中 神 三 平

七月三日発

於其御許、

御惣容様益御機嫌克被遊御座、於爰許悦之助様御同様鹿兒島御出艦後、佐多岬・日州灘、其外海上極平和二而何方へも御碇泊無テ御通艦、昨夜十二時三十分兵庫港江御着船、今朝未明益御機嫌克御上陸、薩摩屋江御滞在被遊

候、先は御左右賄迄如此御座候也、

七月三日

御供 御家扶従

玉里御邸

御家令

文書原寸 縦一六・五糎 封筒原寸 縦一八・七糎

横四八・五糎 横 七・五糎

二八一〇ノ五

荏原郡 永田町

下大崎村 式丁目

島津従二位様 高崎正風

御家扶御中 大至急

九月七日

前略、悦之助様

天盃頂戴来ル十一日土曜午前十時御決定相成候、就而は兼而法元氏より依頼之儀も有之御都合も可有之と存シ、

同氏へ郵報さし出度候処、下宿も難計候二付、何卒前件
同氏江各位より御通声被下候様奉願候也、

九月七日

高崎正風

袖ヶ崎

島津様

御家扶御中

文書原寸 縦一六・五糎 封筒原寸 縦二二・五糎

横 三六糎 横 七・五糎

二八一〇ノ六

(封筒)

内幸町

島津御邸

御家扶御中

袖ヶ崎

島津家

御家扶

(封筒ウラ)

「緘」

九月八日

直儀

高崎正風より別紙之通、今朝八時過ニ相達候間直様御廻

し申上候、恐悦之御儀被存候也、

九月八日

袖ヶ崎
御家扶

内幸町
御家扶御中

文書原寸 縦一六・五糎 封筒原寸 縦一八・五糎

横 二八糎 横 六・五糎

二八一〇ノ七

(封紙ウラ書)

坂元様

御参

与四郎工門

御書面拝誦仕候、然ハ島津久数殿改名之義ハ、未夕鹿児

島原ヨリ回答無御座候間、此段先方へ御申述置可被下、

若回答有之候ハ、御催促ヲ待タス、直ニ何分之指示等相

成候間左様御承知被下度、御答迄如斯御座候、不宜、

東雄

九月十日

純熙様

追而本文之趣直様御答可仕候処、多用ニ取紛レ遅延

之段御海容可被下候、

文書原寸 縦一六・三糎 横七四・五糎

二八一〇ノ八

愈御清適御勤仕候等奉敬賀候、扱承知仕候御改名一条、

其筋へ問合候処、別紙之如ク返答有之候付、右ニ而御了

承被下度候、此段及御回答候也、

九月十一日

坂元純熙

法元太郎左衛門様

文書原寸 縦一四・五糎 横三〇・八糎

二八一〇ノ九

(封筒) 芝菜町四番地

坂元純熙殿

(管錢切手)消印(朱) 〇 『親展』

(封筒ウラ)

〇 麴町区長

(朱) 矢部堂行 〇

残暑去兼候所益御清適敬賀々々、倍過日再々御紙面被遣

候島津君改名願府庁ニテ調中之処、過般御叙位ニ就而ハ

有位之華族ハ東京府ヲ不經、直ニ宮内卿ニ出願相成候成

規ニ依リ書面相戻、今日同家々令中へ申達候等ニ付、御

含迄右之段得貴意候、御了知被下度、勿々頓首、

九月十六日

堂行

坂元君 閣下

文書原寸 縦一三・八糎 封筒原寸 縦 二二糎

横五四・五糎

横七・五糎

二八一〇ノ一〇

(封筒) 坂元純熙殿

(封筒ウラ) 即酬

(朱) 〇 矢部堂行

拝答、島津家改名願受候而宮内省へ御差出ニ相成候付、
既ニ府庁ニテ鹿兒島県へ照会済之旨、同省へ御口述可被

成云々御打合御座候、然ルニ同省ニテ聴許ハ容易ニ相済候様相答候、其手統如何哉、口頭ニテ願書御進達之節申述候方簡便ト相考候、愚見御訪ニ付申上候、取込即答、勿々拜首、

九月十七日

矢部堂行

坂元純熙様

文書原寸 縦一三・八糎 封筒原寸 縦二〇糎

横 五五糎

横七・五糎

二八二〇ノ二

(封筒)

「法元太郎左衛門様 河村純義

至急御答

(封筒ウラ)

御書翰之趣致承知宮内卿江承候処、別紙御願書之御通ニ而可然、尤御願書華族之段長局江式通ニ而御差出相成候得ハ、早速相運候様宮内省ニ而ハ可取計との事ニ御座候、御改名一条ハ後済迄二別申上候様可致、此旨貴酬迄如此

御座候、以上、

九月廿日

太郎左衛門様

純義

文書原寸 縦一七・八糎 封筒原寸 縦一九糎

横四九・二糎

横七・五糎

二八二〇ノ二

(封筒)

「桜田島津従二位邸内

法元太郎左衛門様

(封筒ウラ)

(巻錢切手)

(消印)

東京麻布区飯倉
狸穴町四番地

川村純義

御改名一条ハ先刻黒岡帯刀殿を以御報知申上候通ニ付、

左様御承知被下度別紙ハ御返却致候、御願書之儀も黒岡

より委細御聞取相成候と存候間、別段細書不申上候也、

九月廿日

純義

太郎左衛門様

文書原寸 縦一八樞 封筒原寸 縦一九樞

横五五樞

横六・八樞

二八一〇ノ一三

(封筒) 安田大書記官殿

足立義一

上呈復命書

(封筒ウラ)(朱)

□

┌

退省仕候、右復命候也、

九月廿二日

足立義一

□(朱)

安田公

閣下

文書原寸 縦一六・三樞

封筒原寸 縦二二樞

横三四・三樞

横 九樞

云二 高知県池添祥存等ヨリ久光公へノ呈書

高知県立志社員分離之檄文添

(包紙ウラ書) 從二位島津久光公閣下

明治十三年十一月

池添祥存

高田逸馬

封

二八一ノ一

過刻御談示之趣ニ内々先ツ宮内省ニ罷出、山岡氏へ面会
ヲ乞イ御渡シノ書面ヲ示シ委細陳述候処、多分之レニテ
可信ト存スレド、尚華族掛之者可差出旨談示引取ラレ、
即チ掛之野崎七兵衛面会候ニ付、再ヒ書面ヲ以情実委曲
申述候処、此願書未タ当省へ不相回、後刻ニモ相回り候
ハ、早速処分可致、尤書面も之ニテ差支ハ有之間敷存候
得共、万一此文面ニテ差支ノ評議ニモ相成候ハ、文例ヲ
添へ、必ラス来る廿九日御出立前之処分相済候様可取計
旨申聞ケ候間、何分ニモ可然取扱呉れ候様、厚依頼之上

久シク高風ヲ仰テ欽慕止ム能ハス、伏シテ願レハ清履百
福涯際ナシ、爾来閣下熱鬧ノ地ヲ去リ厲精銳意其志氣ヲ

養フ、其計ル処私ヲ捨テ公ヲ取ル、是ヲ以テ郷党其徳ニ
帰ス、夫レ閣下一世ノ望ヲ懸ケ斯民ノ標的トナル、其負
フ所蓋シ亦大ナリ、誠ニ信ス、閣下我国政ノ方向ニ於テ
大ニ計畫スル所アルコトヲ、而シテ閣下故ラニ閑ニ居ル
凡庸ノ徒、或ハ之ヲ察セス、今小生等分離檄文ヲ進呈シ、
敢テ其寓目ヲ煩ハサント欲ス、亦平生閣下ノ心事ヲ知レ
ハナリ、嗚呼小生等カ確信スル所ノモノ、世ノ齷齪タル
モノニハ已ニ商ルニ足ラス、閣下其意ノ在ル所ヲ諒察セ
ラルレハ、我国政ノ前途ニ於テ何ノ幸カ之ニ若カン、書
ニ臨テ其所思ヲ尽サス、恐惶再拜、

明治十三年十一月

高知県土佐郡新町
共行社員

池添祥存

高田逸馬

從二位島津久光公閣下

文書原寸 縦二八釐 横四〇・七釐

包紙原寸 縦二八釐 横四〇釐

二八一—二二

(表紙)

高知縣
立志社員分離之檄文

立志社員分離之檄文

今ヤ我儕諸君ト嘗テ相同盟スルモノヲ離レント欲シテ、
爰ニ此ノ分離状ヲ贈ル、時維明治十三年十月一日ナリ、
夫レ事ハ同シキニ合フテ異ナルニ離レ、好ミスルニ近ツ
ヒテ惡ムニ遠ザカルハ是レ人情ノ通常ナリ、我儕嘗テ諸
君ト相好ミシ相交テ此ニ及フモ、今ヤ相好ミシ相交ル可
ラサルニ至レリ、我儕安ソ能ク一步ヲ讓テ諸君ト相共
ニ与ニスルコトヲ得ンヤ、我儕ハ持論ヲ枉ケテ其論鋒ヲ
転スル能ハサルナリ、是レ我儕ノ断然斯ニ分離スル所以
ナリ、

嗚呼諸君ヨ、我儕諸君ト相識ルヤ茲ニ二年アリ、諸君ノ心

事ヲ知ル、蓋シ亦タ深シ、斯ク從來親睦懇到ノ衷情恋々
賀聞ニ往来シテ常ニ忘ル、能ハサリシニ、豈ニ料ランヤ、
俄然今日ニ当テ諸君ト分離セスンハアル可ラサルノ時運
ニ投来セリ、豈ニ夫レ之ヲ故ナシトセンヤ、

諸君ヨ、今ヤ我儕諸君ト相忍ヒ、相容レサルノ情況ニ遭
遇シ、爰ニ断然分離セスンハアル可ラサルモノ、蓋シ皇
天ノ命ナリ、良心ノ裁判ナリ、豈ニ夫レ已ムコトヲ得ン
ヤ、何ソ唯奇異ヲ好テ諸君ノ非ヲ挙ケテ以テ之ヲ駁撃ス
ルヲ欲スルモノナランヤ、又唯名声ニ走テ以テ諸君ト分
離スルヲ喜フモノナランヤ、是レ実ニ天良是非ノ心ニ於
テ之ヲ黙々ニ附スル能ハス、実ニ愛國ノ衷情已ム能ハサ
ルモノアルヲ以テナリ、請フ、諸君之ヲ自省セヨ、諸君
請フ、之ヲ自省セヨ、

諸君ヨ諸君、此ノ情況ヲ促ス所以ノ原因那点ニ存スルモ
ノトスルカ、請フ、其ノ元因ノアル所ヲ探ラン、傍人ノ
邪謀ニ誤ラル、カ、否々決シテ然ルニ非ラス、傍人ノ力
ヲ能ク彼我同盟ノ間ヲ離隔シ得ルモノナランヤ、我儕自

カラ背負スルカ、否々決シテ然ルニアラス、我儕ノ赤心
ハ確然トシテ昔時ニ異ナルコトナク、其主義ノ一貫一徹
一縷ノ偏セサルコト猶ホ準繩ヲ引クカ如シ、然ラハ則チ
其元因ノアルナキモノ、如シ、果シテ之ナキカ、否々決
シテ然ルニアラス、其ノ元因タルヤ諸君ノ許ニアリ、我
儕諸君ニ負ニアラス、諸君我儕ニ負クナリ、我儕分離ヲ
好ムニアラス、諸君我儕ノ分離ヲ好ムナリ、豈ニ斯ノ分
離容易ナルモノナランヤ、

諸君ヨ諸君、此ニ今ヲ距ル六七年ノ昔日ハ諸君ト相共ニ
与ニ広ク愛國有志ノ徒ヲ蒐合シテ、以テ大ニ其ノ國是ヲ
謀ラント欲シ、其ノ心ヲ安セス、内ニ相哀ミ外ニ相憂ヘ、
戚々焉トシテ國勢ノ將サニ頽ントスルヲ傷ミ、時ニ又悲
憤セリ、時運ノ危険ナルニ鼓舞セラレ、已ント欲シテ已
ム能ハス、百難相濟シ、凶險相冒シ、唯一日モ安居セス、
國勢ヲ挽回セント欲スルノ衷情ハ、是諸君ノ備サニ嘗メ
肺肝ニ銘スルコトニアラスヤ、

諸君ヨ、諸君ハ既ニ之ヲ識ラン、我儕亦之レヲ識ル、是

レ此同情ト同心ト共ニ毫休離ナキノ一致ハ、則チ諸君ト相共ニ与ニ昔日国家ニ処セント欲スルノ丹心ナルニアラスヤ、夫レ然リ、果シテ然ラハ諸君ト相共ニ与ニ同盟スルモノ、豈ニ重且大ナルモノニアラスヤ、

諸君ヨ諸君、我儕諸君ト相共ニ与ニ同盟スル所以ノ本旨ハ、今爰ニ縷々喋々ノ多言ヲ要セスト雖モ、猶ホ其ノ要点ヲ摘ンテ以テ諸君ニ糾サン、其レ之レヲ要言スレハ斯ニ大ニ其民權ヲ擴張シ、爰ニ立君定律ノ政体ヲ設置シ、治國ノ大本ヲ固メ、

天皇陛下ノ尊榮ヲ富マシメ、人民公共ノ実益ヲ図リ、我帝国ヲシテ東洋ノ英國タラシメントスルノ標準照々乎トシテ、天下ニ明ラカナルニアラスヤ、

諸君ヨ、諸君ハ天下同胞ノ兄弟ヲシテ此標準ニ則ラシメント欲シテ、爰ニ奮然相同盟結合スルモノナルニアラスヤ、

諸君ヨ諸君、今日ハ我儕諸君ト相共ニ与ニ其美果ヲ結ヒ、其ノ良効ヲ奏セントスルノ秋ナルニ、忽焉氷炭相容レサ

ルニ到遇スルモノ、豈ニ哀シキニ堪ユベケンヤ、嗚呼諸君ヨ諸君、世故ノ常ナキ人事ノ恃ム可カラサル、斯ノ如シ、嗟乎諸君ヨ、諸君ノ心事ハ既ニ變移セリ、其變移スル、豈ニ他事ナランヤ、

諸君ヨ、諸君ハ今日唱フル所ノ論旨ハ、昔日結合スルノ本旨ニ背負スルニアラスヤ、唯其真理ヲ得タルヲ悦ビ、自其道理ニ偏スルモノ抑モ亦危殆ナルニアラスヤ、

諸君ヨ、諸君ハ知ラス覺ヘズ真ノ標的ヲ失ヘリ、豈ニ初ヨリ理論唯悦フモノ之レ其本旨ナランヤ、

諸君ヨ諸君、其レ之ヲ聴ケ、諸君ノ挙動ヲ視、其施行ノ如何ヲ洞察スルニ、之レカ標準ヲ真理ノ規矩ニ取り、唯真理之レ得ンコトヲ希ヒ、之レカ真理ノ一端ヲ発見スルヤ欣々然トシテ直チニ之レヲ実施ニ試ミント欲シ、民情風俗ヲ顧ミルニ遑アラサルモノナラン、

諸君ヨ、諸君ノ説ハ政ヲ為スニ当テ人ノ情慾ニ注意セス、人ヲ見テ甚タ道理ヲ知レル物体トナシ、甚タ合理ノ機械トナシ、而シテ精妙ノ發明ヲ以テ直ニ現世界ニ施サント

スルモノニアラスヤ、請フ、試ミニ諸君ノ道理ニ偏スル
コトヲ証セン、

諸君ヨ、諸君ノ論スル所、或ハ演説ニ於テシ、或ハ所業
ニ於テシ、或ハ新誌ニ於テシ、一トシテ道理ニ偏セサル
コトナシ、自ラ偏理ノ束縛ヲ受ケテ其之ヲ脱却スルコト
ヲ知ラス、国情ヲ慮ラス、風俗ヲ顧ミス、其甚シキニ至
テハ立法議院ヲ設立スルニ、唯其ノ一局議院ノ制ヲ用ユ
ヘキヲ論ス、夫レ一局議院ノ制タル、或ハ之ヲ欧米ノ国
是ニ用ユルヲ得ルコトアルモ知ル可カラスト雖トモ、之
ヲ我邦今日立憲王政ノ制ニ用ユルコトヲ得ンヤ、今ヤ諸
君ノ成績ハ夫レ斯ノ如シ、

諸君ヨ、諸君知ラスヤ、夫レ成績ナルモノハ必ス其根底
アリテ以テ現出シ来ルコトヲ、故ニ其外ニ現出スル所ヲ
觀テ其内ニ貯養スル所ヲ察ス可シ、其貯養スル所トハ何
ソヤ、諸君ノ標準ヲ誤リ、以テ道理ニ偏スルモノ是ナリ、
諸君ヨ、我儕ハ此ノ現出スル所アルヲ以テ能ク之ヲ觀察
スレハ、諸君豈ニ其実ヲ蔽フコトヲ得ンヤ、豈ニ内ニ誠

アリテ外ニ顯ハル、モノニアラスヤ、其成績ノ蔽フ可ラ
サル彰々乎トシテ、日月ノ明ラカナルガ如シ、事物ノ根
底アルモノ其成績ヲ現出スルスノ如シ、此レ我儕ハ諸君
ノ道理ニ偏スル所以ヲ見テ、彼ノ立憲王政党ニアラサル
ヲ洞察セリ、

諸君ヨ、諸君ノ心事ハ純然タル共和主義ヲ以テ天下ヲ率
ヒ、道理政体ヲ以テ天下ニ立ント欲スルモノナラン、我
儕業ニ已ニ諸君ノ純然共和政党タル所以ヲ觀破セリ、浮
躁輕薄ノ徒ハ能ク之ヲ騙シ得ルモ、豈ニ一見識アルモノ
ヲシテ能ク之ヲ騙スルコトヲ得セシメンヤ、夫レ愚人ハ
欺カル、アルモ知ルヘカラスト雖トモ、智者ハ決シテ欺
カレサルナリ、豈ニ我儕ヲシテ能ク其内ニ籠絡スルコト
ヲ得セシメンヤ、

諸君ヨ諸君、今ヤ天下同胞ノ兄弟カ諸君ノ詭謀ニ憑着セ
ラル、時ニ当テ、我儕ハ真正自由家ノ本分トシテ、爰ニ
之レカ是非ヲ叩クノ務ヲ為サ、ルヲ得ス、豈ニ已ムヲ得
ルモノナランヤ、

諸君ヨ諸君、我儕斯ク論シ来レハ諸君ハ巧ミニ詭弁ヲ構ヘ詐舌ヲ鳴シ、必スヤ云ハン、我儕決シテ共和主義ヲ好ムニアラス、道理政体ヲ望ムニアラス、民情風俗ノ尊ムヘク亦重ンスヘキハ、業ニ已ニ之ヲ熟知ス、何ソ人ヲ責ムルノ不実ナルヤト、嗚呼牽強ノ甚タシキ縫弥ノ拙ナル一二何ソ茲ニ至ルヤ、其実際ヲ親驗窮履ノ迹ニ求ムレハ、我儕ノ眼光ノ誤マラサル、猶ホ明鏡ニ照スカ如シ、諸君ヨ諸君、知ラスヤ共和主義ト云ヒ道理政体ト云フモ之レ畢竟実ニ対シタル名称ニシテ、猶ホ影ノ形ニ於ケルガ如シ、諸君之カ巧弁詐舌ヲ構フルカ如キハ、其形ノ既ニ変シタルニ、尚ホ依然タル虚影タラシメントスルニ齊シ、之猶ホ直木ヲ立テ其影ノ曲ナランコトヲ欲シ、枉木ヲ立テ其影ノ直ナランコトヲ求ムルガ如シ、豈ニ夫レ得ヘケンヤ、是所謂堅白異同ノ論、三尺ノ童子モ猶ホ之レニ欺ムカル可ラサルヲ知ル、然ルヲ況ンヤ、活眼ノ人ニ於テヲヤ、

諸君ヨ、諸君ハ果シテ共和主義ヲ以テ天下ヲ率ヒ、道理

政体ヲ以テ天下ニ立ント欲スルモノナルニ、口ヲ立憲王政ニ籍テ以テ自便ヲ達スルノ捷路トシテ、天下同胞ノ兄弟ヲ激着セント欲シテ其爪牙ヲ蔽フ、嗚呼又邪険ナルカナ、我儕之ヲ許スモ皇天其罪ヲ許サ、ルヲ如何セン、諸君ヨ諸君、今ヤ天我儕ヲシテ諸君ノ仮面ヲ裂開シ、諸君ノ仮面ヲ脱却セシム、諸君ノ仮面ハ業ニ已ニ除キタリ、天下同胞ノ兄弟ヲシテ容易ニシテ諸君ノ真面目ヲ望ムコトヲ得セシム、豈ニ天ニ謝セサル可ンヤ、

諸君ヨ、諸君ハ寧ロ其仮面ヲ脱却セヨ、諸君ニシテ之ヲ脱却セス、漫然兄弟ヲ激着セントスルハ猶之レヲ唱フルヨリモ甚シ、語ニ云ハスヤ、収斂ノ臣アランヨリハ寧ロ盗臣アレト、善カナ此ノ先哲ノ言ヤ、

諸君ヨ諸君、今ヤ民権ノ説ハ諸君ノ玩具トナレリ、我儕ハ諸君ノ為メニ民権ノ名称ノ汚レタルヲ痛ムナリ、

諸君ヨ、天我儕ヲシテ諸君ノ詭謀ヲ觀破シ、諸君ノ詭謀ヲ數ヘシメ、宜クス二分離スルヲ得セシム、我儕ハ爰ニ二分離セリ、我儕ハ爰ニ二分離セリ、我儕ハ断然爰ニ二分離セ

リ、我儕爰二分離ス、諸君当サニ良心ノ感スル所アラシ、
 諸君ヨ諸君、我儕力断然爰二分離スルヲ以テ、其ノ望ヲ
 達スル能ハサルモノトセンカ、嗚呼何ソ夫レ然ラン、孟
 軻ノ所謂自ラ反シテ縮クンバ千万人ト雖トモ我レ往カン、
 況ンヤ我儕ノ持論ハ將ニ大二世信ヲ得ルモノナルニ於テ
 ヲヤ、我儕持論ノ根底ハ遠大ナルヘシ、其遠大ナルハ諸
 君業ニ已ニ之レヲ知ルナラン、諸君已ニ之ヲ知ル、諸君
 將ニ戰慄ヲ覺ルナラン、我儕ハ詭謀諸君ノ結合シテ真正
 ノ国是ト真正ノ自由トヲ妨碍スルヲ見テ、悲憤ニ堪ヘサ
 ルナリ、実ニ我儕ハ国事ニ斃レタル先輩ニ対シ、当時三
 千余万ノ兄弟ニ対シ、又後進ノ有志ニ対シテ諸君ノ妄説
 ヲ粉糞センコトヲ誓ヒタリ、是レ我儕ノ志ナリ、是レ我
 儕ノ願ナリ、抑モ亦天ノ命ナリ、
 嗚呼我儕ハ諸君ノ唱フル偏理ノ妄説ハ、速カニ亡テ社会
 ニ跡ヲ絶ンコトヲ欲スル、熱心ナリ、
 諸君ヨ、諸君知ラスヤ、我儕ハ立憲王政ト相共ニ与ニ運
 命ヲ共ニスルモノナルヲ、

諸君ヨ諸君、我儕諸君ト此勝利ヲ実地ニ見ルハ何時ソヤ、
 他ナシ、世ニハ所謂輿論ナルモノアツテ諸君ト我儕トノ
 間ヲ裁判セン、諸君請フ、熟思シテ之レヲ待テ、然シテ
 輿論ノ裁判ノ上ニ裁判ヲ施スモノハ他ナシ、世ニ所謂歴
 史ノ裁判ナルモノアリ、此歴史ノ裁判ハ即チ万世不易ノ
 裁判ナラン、請フ、諸君之レヲ自省セヨ、諸君請フ、之
 ヲ自省セヨ、噫、

水野寅次郎

桐島 祥陽

田中 亨

陽 正盛

桑原 之成

南 利弥太

武市 啓

大井義之助

土居 貞弥

吉田 弘樹

安岡 氏懿

河野都司吉

柿内 力吾

池添 祥隣

北原 保重

安東 次郎

冊子原寸 縦一九・六種 横一四・三種 一二枚

六三 大阪府下保国社同盟帳緒言

東京府下觀光社同盟帳緒言

京都府下六益社同盟帳緒言 以上印刷物三通

二八二二ノ

保国社同盟帳緒言

古人ノ語ニ高山始於微塵千里起於一步トイヒ、俗ニ塵モ積レハ岡トナルトイヘルモノ信ニ然リ、今我日本全國ノ人員三千八百万人ト見做、一人コトニ毎日二厘七毛ツ、舶来品ヲ用ユルトスレハ、日々日本金貨ノ減スルコト十

万二千六百円トナルユヘ、一年ノ總計ニテハ日本金貨ノ減スルコト三千八百万円也、若一人コトニ日々五錢ツ、舶来品ヲ用ユルトスレハ、一日ニ日本金貨ノ減スルコト百九十万円トナルユヘ、一年ノ總計ニテハ日本金貨ノ減スルコト六億九千三百五十万円也、僅カ二厘三厘ヤ三錢五錢ノ積リサヘ如此、況ヤ貴人豪富ノ衣食住ノタメニ舶来品ヲ用ユル、其莫大ナルコト尋常ノ金貨ニアラス、如此金貨ノ外國ヘ濫リニ出ル、只一年限ノコトニアラス、年々歳々際限ナク我日本ノ利潤ヲ失フニ至リテハ、安ソ我國ノ金貨尽サランヤ、然ルニ金貨ハコレ國ノ魂ナリ、魂抜ケ去ラハ安ソ國ノ命チ亡ビサランヤ、近來洋銀ノ価マスノ騰貴、日本ノ紙幣益下落スルハ是日本ノ真貨ノ尽タル徴ナラスヤ、彼洋品ヲ求メテ彼レカ洋銀ノ価ヲ貴クシ、而シテ我紙幣ノ価ヲ下落イタサセ、米価ヲ益貴クスルモノ、コレ他人ノ所為ニアラス、皆是人々己レヨリ醸タル所ノ困窮ナラスヤ、然ルニ今日ノ困窮ハコレ困窮ノ初メニテ、真ノ困窮ハ今日ヨリ始ル、故ニ終ニコ

ノ困窮ノ極ルヤ、放火盜賊縱橫ニ興リ、切り取り劫盜イ
 タスモノ道路ニ充滿強キモノ恣ニ暴行シ、弱キモノハ山
 野ニ倒レ臥シ、終ニ盜ミ取ルヘキ品物尽キ、而シテ後
 各々殺害ヲ行ヒ、互ニ人ノ肉ヲ割キ噉フ程ノ憂目ヲ見ル
 ヘキ世ノ中ニ至ルコトハ、鏡ヲ掛テ見ルカ如シ、是レ天
 地自然ノ理トシテコノ報ヒヲ受ケサルコトヲ得ス、如此
 ノ艱難ヲ蒙ル日ニ至リ、如何紅涙ニ咽ヒ前非ヲ悔ルトモ
 何ノ益カアラン、コノ災害ヲ受ルソノ原因一トシテ舶來
 品ノ所為ナラサルハナシ、然ルニ舶來品ニ二類アリ、西
 洋品ト支那品トナリ、コノ支那品ノタメニ輸出スル所ノ
 金貨モ亦甚タ大ナリ、依之一日モ早ク衣食住トモニ右ノ
 兩舶來品併セテ之ヲ抛チ棄テ、悉ク日本品ニ相改メ易
 ヘスンハアルヘカラス、於是同志ノ徒縑素親疎老少男女
 ノ別ヲ論セス、各々即今國家ノ危急ヲ顧ミ、御國體維持
 ノタメ舶來品ヲ用ヒサル盟約如件、
 但シ当分從前在リ來リノ洋品ヲ用ルト、或ハ即今改ムル
 トノ兩様ハ各自ノ適宜タルヘキ事、

明治十三年十一月 大阪府下 保國社謹誌

入社記帳 安土町二丁目武田明観 同 町川田彦三郎

南堀江一番町淡野権四郎

取次所 四天王寺境内東 光院 難波村月 江院

北長堀一丁目安田吉右衛門

文書原寸 縦二七・八釐 横四〇釐

二八二二〇二

觀光社同盟帳緒言

世上一般斯迄甚シク衰微ニ及ビ、人々困窮スル姿ノ俄ニ
 十目二見エ段落イタシ、今年ハ去年ヨリ十倍ノ困窮ヲ増
 シ、明年ハ今年ヨリ十倍シテ困窮ヲ増ス、ソノ中ニモ取
 分け身代限りノ多キ市中ノ困窮スル姿ノ甚シキハ、東京
 ニ及クハナシ、表通りヨリ裏屋端々ニテ毎町三戸五戸ノ
 売家明店アラザル処ナシ、而シテ売家明店今日ニ始マル
 ニアラズ、僅カ七八年ノ間タニ於テ売家明店トナルコト
 一戸ト雖モ、七八度ヨリ十三四度ニ及ブモアリ、如レ此

年々十倍々々ノ困窮ヲ増シ加フル、ソノ極如何相成ルゾ、
 実ニ心細キコトニ非ズヤ、定テ殘忍ノ世ノ中ト成リ行キ、
 切り取り劫盜イタスモノ四方八方ニ充滿シ、血ノ涙ニ咽
 ビ泣キ、死スルモノ道路ニ塞ガルニ至ラン、如此ノ困
 窮ニ至ルノ原因一ニコトニ非ズト雖モ、ソノ大本タル
 モノハ舶来品盛大ニ輸入シ、之ガタメニ金貨濫出シ、之
 ガタメニ日本産物悉ク潰レニ及ビ、且ツ又日本ノ百工ノ
 職業ヲ失ハ令ルヨリコノ困窮ニ及ベリ、蓋シソノ舶来品
 ニ二種アリ、西洋舶来ト支那舶来トナリ、今コノ両舶来
 品ノ大略ヲ挙テ我日本人民ノ困窮スルトコロノ原因ヲ示
 サン、ソノ中西洋舶来品大略左ノ如シ、

△衣服用 羅紗 唐縮緬 洋天鵝絨 全国三千八百万人ニテ每人
 平均シテ七円五十錢宛費ス トスレバ 五百万円 △蝙蝠傘 上
 ハ廿五円三十円以上ナルユヘ、平均シテ一本一円トシ
 テ三千八百万人悉ク用ルトスレバ三千八百万円ナリ △日本製編
 蝠傘 世人多ク日本品ト心得誤ルユヘ別ニ之ヲ載セ、コノ傘ニ上中下ノ
 又貼ルトコロノ切レモ洋巾、袋モ洋 △洋皮靴 軍馬ノ靴 農馬ノ靴
 品、ソノ袋ヲ塗ル漆モペンギナリ △洋皮袋 紙
 下駄ノ百万円 △靴具 靴油 靴ノ泥 五万円 △煤爐 五万
 圓

ヘット煉化石十万円 △洋紙糊 洋紙ヲ製ス 五万円 △洋鉄家
 入用ノ鉄器 農民入用ノ鉄具 百工入用 一千万円 △砂糖 五百
 ノ刃物類 鉄船 鉄橋 鉄垣 鐵道用品 一千万円 △砂糖 五百
 △諸器械 三百 △兵器 リノ數測 △指環 二十五 指指 五万
 △襟卷 一千万人用ルトシ一箇平均シ △シヤツポシ 一千万人用ルト
 冬ノ両品平均シテ一円五十 錢トスレバ三千万円ナリ △下駄草履ノ履糸 洋天鵝絨 洋縮
 百五十万円 △ガラス并五色ガラス 百方 △シヤボン 五十
 △状紙狀袋 三百 △学校用 石盤 石 筆 洋書 五百万円 △細工洋銀
 百方 △西洋藥品 凡ソ一千万円 △洋鉛 百方 △洋医ノ用具
 二百 △時計 金銀時規、大 五百万円 △獸団 五百 日本
 編獸団 日本製ノ品ハ日本品ト誤ルモノ多 △小童ノ玩具 數十品
 万円 △大人ノ玩具 凡ソ百方円 △早染ノ染料 一十
 △絵具 五十 方円 △油絵具 十方 紙 金液銀液等
 諸藥品 五百万円 △ブリキ 二百 △大豆 小豆等ノ穀物 百
 円 △洋髮用具 十二種ノ髮油 洋鉗子 洋櫛 垢取ノ耳垢
 取 耳彈 襟卷 手拭 垢落 姿見ノ大鏡 五百万
 円 △洋紙 百五十 △ランプ 上ニ及ブモア 二百万円 △石
 油 明治十年ノ輸入一千万函、十一年ノ輸入五千万函、十二年ノ輸入八
 千万函トイヘル、コト昨明治十三年十月九日ノ朝野新聞ニミエタリ、
 若シ一函ノ石油ヲ三円トシ、毎年八千万函輸入スルト
 スレハ一年ニ日本ノ利ヲ失ヘルコト二億四千万円ナリ

已上ハ西洋品ナリ、已下支那品ナリ、

△唐紙 泥金紙 一面襪紙 扇面紙 白紙 五一千万円 △紫檀タ
色唐紙 紅唐紙 画唐紙 並唐紙
ガヤサン 器物ト器二百五十万円 △朱粉 全国一般印肉、絵ビラ
材トナリ 器物ト器二百五十万円 △朱粉 ナド通用ルモノ夥シ
二百五十万円 △煎茶人用器 玉類ノ諸器、及ビ陶器類、紫檀ノ
支那品一千万円 △織物 繻子 繪子 ケントンケン 二百万円
ヲ用ユ一千万円 △織物 緞子 綉子 ケントンケン 二百万円
△藤 三百万円 △アンペラ 十万円 △染具 蘇枋 紙 五万円 △
墨筆 三千万円 △植木 薔薇 水仙 蘭ノ類 一鉢千円以上ノ品アリ 五百万円 △植木 鉢
鳳梨トイヘル蘭ノ如キハ、今日葉一枚凡ソ十円ニ及ベリ、皆コノ外支
南京人ノタメニ略ラレテ日本ノ利ヲ失ヘル、年々莫大ナリ
那ノ輸入品多シト雖モ一々數ヘ拳ルニ違アラズ、已上二
列スルトコロノ兩舶来品ヲ總計スレバ、七億二千九十五
万円トナルナリ、此レハ是レ凡目算スルトコロノ大數ヲ
拳ゲタルノミナレドモ、必シモソノ理当ラザルニハ非ル
ベシ、一人二人ノ手元ニテハ瑣細ノコトナレドモ、三千
八百万人ノ總頭ニ及ボストキハ塵モ積レバ岡トナルノ理
ニテ、一人ゴトニ僅日々三厘宛舶来品ヲ買ヒ求ムルトス
レバ、一歳ノ總計ニテハ日本金貨ノ減ズルコト四千六百
十二万円トナリ、若又一人ゴトニ日々七錢宛舶来品ヲ用

ルトスレバ、一年ノ總計ニテハ日本金貨ノ減ズルコト九
億七千〇九十万円トナルナリ、コノ理ヲ以テミレバ七億
二千九十五万円ノ輸出スルト云モ、ソノ理ナキニハ非ル
ベシ、然二舶来品ヲ用ルトキハ只日本金貨ノ減ズルノミ
ナラズ、彼ノ舶来品ノタメニ日本固有ノ産物悉ク潰レニ
及ブユヘ、外国へ輸出ノ金貨一億万円ナレバ、日本産物
ノ潰レテ融通ノ塞ガル金貨モ亦一億万円ナリ、故ニ双方
ノ損失ヲ合計スレバ二億円ノ金貨ヲ減ズ、一々ノ舶来品
ミナコノ理ニテ二重ノ損耗トナラザルモノナシ、由レ之
洋銀ノ価マスノ騰貴日本ノ紙幣マスノ下落スルトコ
ロヨリ、米価甚シク騰貴ニ及ベリ、是レ皆他人ノ所為ニ
アラズ、人々己レヨリ醸ストコロノ困窮ナラズヤ、若シ
コノ儘舶来品マスノ用ルトキハ、今年ノ内ニ洋銀ノ価
二百円以上ニ進ミ、紙幣ノ通用塞ガランコト鏡ヲカケテ
ミルガ如シ、由レ之有志ノ徒共ニ約シ舶来品ヲ悉ク日本
品ニ改メ易ヘ、数年ヲ出デズシテ富強ノ道ヲ興シ、国家
ヲシテ輝カシメント欲ス、是レコノ社ヲ觀光社ト名ルユ

ヘンナリ、是レ周易ニ觀ニ國之光ニトイヘル意ニ取ルナリ、

明治十四年一月 東京府下 觀光社謹誌

冊子原寸 縦二六種 横一九種 二枚

二八二二三

六益社同盟帳緒言

夫レ人ノ病ヲ治スルヤ二法ニスギズ、一ツニ藥ヲ服シニツニ毒ヲ禁ズ、今日ノ財政困難ハ是レ國ノ病ナリ、故ニコノ國ノ病ヲ治スルモ亦藥ヲ服シ毒ヲ禁スルニ法ニスギズ、ソノ藥トハ我日本品ナリ、ソノ毒トハ彼ノ舶来品ナリ、然ニ洋品ノ毒タル理ヲ知ラズンバ安ソ日本品ノ藥タル功能ヲ知ルベケンヤ、由レ之今爰ニ日本品ト洋品ト並ベ拳テソノ利害ヲ弁スベシ、時ニ洋品モ日本品モ之ヲ卷ケバ衣食住ノ三トナリ、之ヲ開ケバ廿五トナル、ソノ廿五トハ一ツニ玉石、二ツニ画ノ具、三ツニ七金、四ツニ鑿石、五ツニ燧石、六ツニ藥品、七ツニ染具、八ツニ

煙草、九ツ二百穀、十二漆、十一二紙、十二皮革、十三二諸油、十四二蠟、十五二綿、十六二絹服、十七二傘笠、十八二筵席、十九二砂糖、廿二酒、廿一二屐履、廿二二陶器、廿三二名材、廿四二名花。良草。珍禽。奇獸、廿五二煎茶器并文房具、コノ中先ツ第一ニ玉石トハ之レ二三種アリ、寶石ト美石ト玉石トナリ、玉石ハ黃玉、白玉、赤藤花玉、褐色玉ナリ、美石ハ孔雀石、瑪瑙石、翡翠石等二十余、品ナリ、寶石ハ珊瑚、琥珀、玻璃、水晶、琉璃、瑪瑙ノ類ナリ、然ニ我國産ノ玉ヲステ、舶来ノ砂金石。玉珊瑚樹。ダイヤマンナドヲ用ルユヘ、大ニ日本ノ利ヲ失ヘリ、△ニツニ画ノ具トハ大青、扁青、岩紺青、綠青、白綠ノ類、雌黃。玉藍。黛赫石。燕脂。綠青ナドノ國産モ悉ク舶来ノ画ノ具ト写真ト油絵ノタメニ棄レタリ、△三ツニ七金トハ金銀銅鉄、コノ中ニ全国ニ専ラ用ユベキハ鉄ナリ、然ニ洋鉄ノタメニ我日本鉄ノ利ヲ失ヘル尋常ノ損ニ非ス、△四ツニ鑿石ニ五種アリ、鑿石、紅鑿、白鑿、コレハ藥ト染具ト二用ユヘキ品ナリ、然ニ洋藥ト舶来染具ト舶来織物ノタメニ棄タレタリ、△五ツニ燧石ニ八箇ノ名品アリ、鑿石、白石、赤石、青石、黄、灰石、淡黒石、淡赭石

コノ品ニ亦眷屬アリ火鎌火、然ニ摺附木ノタメニ潰レ
 タリ 近來日本製ノ摺附木アリ、コレヲ一ツノ國益ト盛ニ唱ユレドモツ
 ホツホリト云、火ヲ摺ル品ヲエンサンガリト云、皆是レ舶
 来ナリ、外包ミノ紙毛唐紙ナリ、箱ノ紙ノ彩色毛洋紅洋藍也、△六ツ
 二葉品、コレニ石ト草ト木ト虫ト獸ト魚トノ六品アリ石
 二三十五品アリ、天造ノ藥草藥木ニ六十五品、人造ノ、右ノ國藥モ
 藥草藥木ニ四十一品、獸ト虫ト魚トニ三十七品アリ
 亦洋藥ノタメニ大ニソノ利ヲ失ヘリ、△七ツニ染具、コ
 レニ土ト石ト草ト木トノ四ツアリ、ソノ土ニ三品アリ土
 丹土、ソノ石ニ六品アリ 鉄礬、明礬、ソノ草木ニ六種ア
 リ、葉茎ト根ト皮ト実ト花トナリ 藍、紅花、梔子、黃蘗、玉
 漆葉、檀皮、蓮實殼、栗ノ殼、槐花、樺根皮、右ノ染具悉ク舶来
 染具ト舶来織トノタメニ利ヲ失ヘリ、△八ツニ煙草ノ國
 益タル毎億万円ノ大利ヲ生ズ 葉煙草、刻煙草、煙草袋、煙管、
 煙草袋ノ御器、煙草盆類、然ニ舶来ノ卷煙草ノタメニ失ヘル
 各ノ上下ノ品アリ 煙管筒、庄口、懸鐘、
 利モ亦大ナリ、△九ツニ百穀トハ我國ハ農ヲ國ノ本トス
 レバ穀ヨリ貴キハナシ、然ニ舶来ノ大豆小豆及ヒ洋麦。
 洋酒。洋菓子ノタメニ穀益ヲ失ヘルモ亦大ナリ、△十二
 毎年漆ノ利ヲ産ミ出スコトモ亦夥シ、然ニ舶来ノペンギ

ノタメニ失ヘル、利モ亦大ナリ、加之洋酒ノタメニ我酒
 宴ノ漆器吸物、膳碗、八寸、碗蓋、重箱、大、悉ク廢物トナリ、
 或ハランブノタメニ行灯・燭台・八方照ナドノ漆器ノ潰
 レタルモ亦大ナリ、△十一ニ紙ノ國益タル和漢ノ書籍官
 民ノ帳簿、涼傘、雨傘、狀紙、狀包、障子ノ貼替へ置、
 建具。屏風ノ類ヨリ日用ニユル紙ヨリ産ミ出ス利モ數
 千万円ニ及ブベシ、然ニ洋紙・唐紙ヲ用ヒ、及ビ蝙蝠傘
 ノタメニ傘紙ガ潰レ、ガラス貼ノタメニ障子紙ノ潰レタ
 ルモ亦大ナリ、△十二ニ皮革トハ武器。兵馬。農馬ノ鞍
 煙草袋。烟管袋。紙袋。文庫類マデ日本革ヲ用ヒタリシ
 ガ、今日ハ悉ク洋皮ニ改メ、ソノ上ハ靴ヤカパン。ホン
 プニツカフ洋皮モ亦莫大ナルベシ、△十三ニ諸油、コノ
 中種油ト魚油トハ石油ニ妨ゲラレ、荏ノ油ハ蝙蝠傘ニ妨
 ケラレ、髮油ハ洋髮油ニ妨ゲラレタリ、△十四ニ蠟ハ三
 十ヶ國余ノ日本ノ産物ニテ路傍ヤ池ノ堤ナドノ不用ノ地
 ト不毛ノ地ニ栽エ附ケ、大益ヲ興シタルトコロ、石油ト
 洋髮油トノタメニ大利ヲ失ヘリ、△十五ニ綿、コレハ洋

キント 唐産ト洋糸洋綿ノタメニソノ利ヲ失ヘリ、△十六ニ
 絹服、コレハ羅紗。フランネル。サハイ。毛襦子。洋縮
 緬・南京襦子・南京純子ナドノタメニ日本絹ノ大益ヲ失
 ヘリ、△十七ニ 傘 笠 涼傘ト雨傘トアリ、ソノ涼傘ニ紺
 雨傘ニ間屋貼。淡蛇ノ目紺蛇ノ目ノ別アリ、又笠ニ毛簾皮、
 笠 檜笠 網代笠 竹皮笠 紙貼笠 蓆笠、編笠ノ類アリ、皆 蝙蝠
 傘ノタメニ潰レタリ、△十八ニ 簾席、コレニ琉球ト備後
 ノ二品アリテ毎年億万円已上ノ大利ヲ生ス、然ニフラン
 ケットヤ花毛氈・綿獸団・籐筵ノタメニ大ニ疊ノ利ヲ失
 ヘリ、△十九ニ 砂糖、コレ亦舶来砂糖ノタメニ日本ノ利
 ヲ失ヘルコト一千万円已上ニ及バン、△二十二酒、コレ
 亦洋酒ノタメニ大ニ日本ノ利ヲ失ヘルコト灘・伊丹・西
 ノ宮等ノ造酒家ヲ始メ、全国一般ノ造酒家十二八九價レ
 タルヲ以テ、ソノ大害タルヲ知ルベシ、△廿一二履・
 履、コレ亦履糸ヨリ釘釘マデ洋品ヲ用ヒ、ソノウヘ
 麻裏草履ノ麻マデ舶来ニ非サルハナシ、且ツ又農商マデ
 洋皮ノ靴ヲ用ルニ附キ、下駄草履ノ害モ亦大ナリ、△廿
 二ニ 陶器并ニ銅器、是レ亦洋葉ヤ洋酒ノ空瓶、或ハブリ

キ細工、或ハ南京交趾ノ陶器ノタメニ日本ノ陶器ノ利ヲ
 失ヘルモ亦大ナリ、△廿三ニ 名材、コレニハ我國産ノ名
 木多シ、所レ謂黒柿。桑桑ニ六、榕。櫟ノ二品アリ
 杉。桐。檜ノ如キ名木アリ乍ラ紫檀、タガヤサンナドノ
 支那材、印度材ノタメニ大ニ日本ノ利ヲ失ヘリ、△廿四
 ニ 珍禽、奇獸、名花、良艸、イハユル豕、兔、白鼠、異
 雞ノ類一疋五百円千円ニ及ヘリ、或ハ蘭。薔薇。ノ如キ
 植木ニモ一鉢五百円千円ノ品アリ、皆是レ舶来ノ玩弄物
 ナリ、△廿五ニ 煎茶器并文房具 硯 筆架 二就テ好事ノ徒
 國家ノ顧ルヲモ顧ミス、金貨ヲ費スモ亦莫大ナリ、右
 ノ廿五品ノ外ニ蒸氣炮器・器械ニ至ルマデ、日本金貨ノ
 輸出億万円ヲ以テ計ベシ、財政困難ニ至ルモ實ニ理ナラ
 ズヤ、若シ今日ノ姿ノ儘ニテ舶来品ヲマスノ用ルトキ
 ハ、今年ノ内ニ洋銀價二百五十円已上ニ騰貴シ、紙幣ノ
 通用果シテ塞ガルニ至ラン、由レ之一日モ早ク洋品ヲ日
 本品ニ改メ易ヘズンバ、何ヲ以テ斯財政困難ノ危キヲ救
 ハンヤ、若シ洋品ヲ止メ日本品ニ改ルニ就テハ凡ソ六益

アリ、一ツニ金貨^{ラシ}濫^{ミダシ}出防ギ、二ツニ從來廃レタル日本品ヲ興シ、三ツニ日本品ノ廃^{ヌク}レタルヲ興セハ失業ノ人ニ職業ヲ得セシム、四ツニ洋銀価ヲ下落セシム、五ツニ諸物価下落セシム、六ツニ物価下落シ失業ノ徒ヲ産業ニ就カ令^{シム}レバ、放火盜賊^{ツケ}ナドノ悪業ノモノ自ラ息ムベシ、是レコノ社ヲ六益社ト名ルユヘンナリ、

明治十四年四月 京都府下 六益社

冊子原寸 縦二六糎 横一九糎 二枚

〇六三 京都山階宮晃親王ヨリ久光公ヘノ年賀状

戊辰役追懐

三四 久光公ヨリ伊達宗城公ヘ 草案

忠経君卒去ニ就テ

華翰拝読仕候、先以御全家御揃御徙移、殊ニ 尊台不相替御剛健之由重疊奉悦賀候、然は今般愚足遠行ニ付貴价御差遣御早々一統江御惠投、且以尊翰縷々被仰聞、御厚

情別而忝奉拝受候、実以存外之至只惘然タル計、老拙之心中御憐察奉希候、猶可申述度儀も有之候得共、即席之際不能其義、御礼答迄如此御座候、

かしく、

四月

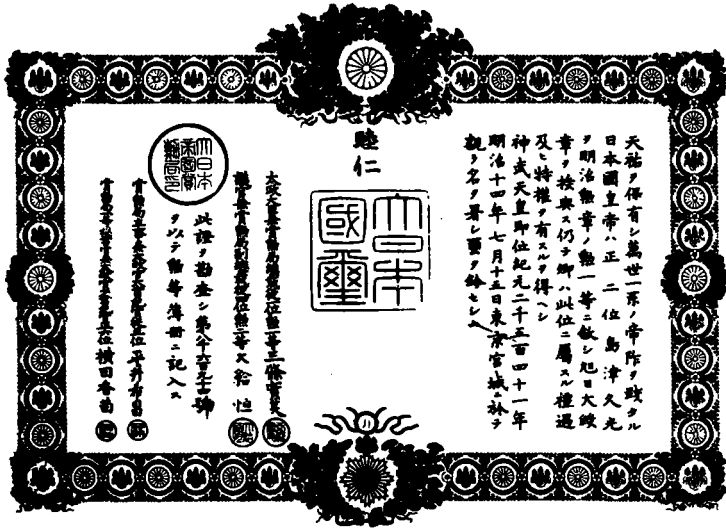
御副書お富殿之一条委細拝聴候、先般御貫申上候以來大安心いたし候を世嗣出生相待居処、如此之仕合、実ニ惘然之極、殊ニ遠国候得は從四位方ニも御懸念^慮不一方御事を致遙察候、此末猶又諸事御互ニ無伏藏^慮御談合申上候条、宜御鶴声被成下度、偏ニ相願候、以上、

文書原寸 縦一五・七糎 横三六・六糎

三五 久光公ヘ授与サレタル勲一等旭日大綬章勲

記

文書原寸 縦四六・九纏 横六一・八纏



三六 議官海江田信義ヨリ三条相国等へノ建議

神祇官再興ノ件

（表紙）
神祇官再興之議建言書

議官海江田信義

議官從四位海江田信義、謹テ

三大臣閣下ニ上言ス、伏テ惟ルニ我国交際ヲ海外諸国ニ
 結シヨリ、日猶浅シト雖モ積年ノ弊習頓ニ一洗シ、文物
 制度ノ粲然タル工芸技術ノ進歩スル、嗚呼亦盛ンナリト
 云フヘシ、然リ而シテ利ノアル処害亦随テ生シ、日ニ文
 弱ニ流レテ元氣月ニ衰ヘ、廉恥地ヲ払テ道德ハ功利ニ化
 シ、敦厚浮薄ニ変シテ儉素ハ華奢ニ移ル、其レ此ノ如ク
 道義廢滅、倫理紊乱スルニ至ラシメシハ、蓋シ時運ノ然
 ラシムル所ナルヘシト雖モ、抑モ亦誰ノ過ソヤ、
 古語ニ曰ク、上之所好下有甚焉ト、善ナル哉言ヤ維新ノ
 初メ、神祇官ヲ設ケ之ヲ大政官ノ上ニ置キ、以テ千載
 ノ癡典ヲ興シ天下竦然トシテ、再ヒ建国ノ大典ヲ仰キ敬

神愛國ノ大義ヲ知ル、然ルニ未タ久シカラスシテ 神祇官癡セラレテ教部省トナリ、之ヲ政府ニ隸シ、今日ニ至テハ止夕僅ニ 神道事務ノ一小局ヲ置キ、之ヲ内務ニ屬スルノミ、是レ豈 神祇ヲ尊敬スルノ道ヲ尽スト云フヘケンヤ、此ノ如クニシテ 神州ノ 神州タル所以果シテ何処ニアルヤ、夫レ各国交通ノ要タルヤ、長短相補ヒ有無相通シ、彼ノ善ヲ採リ、此ノ美ヲ撰ムニアリ、然ルニ人民妄リニ皮相ノ開化ヲ好シ、温敦以テ怯懦トナシ、節儉以テ吝嗇トナシ、謙遜以テ卑屈トナシ、權者ハ驕慢ニシテ富者ハ僭奢、豪者ハ放縱ニシテ智者ハ狡黠、少シク横文ヲ解説スルモノハ慢リニ自由ヲ説キ、民権ヲ論シ、颯然揚々誇言シテ曰ク、是レ文明ナリ、是レ開化ナリト、彼ノ輕薄浮進ノ輩、風靡雷同喋々以テ正論公議トナス、豈慨嘆ニ勝ユヘケンヤ、

或ハ曰ク、我既ニ民権自由ノ論朝野ニ譁然タルヲ知ル、然レトモ未タ一人ノ敢テ共和政体ヲ唱フルモノアルヲ聞カス、以テ深ク憂フルニ足ラスト、豈其レ然ランヤ、今

夫レ 帝政ノ下ニ立チ公然共和ヲ唱フルモノアレハ、是レ則チ国事犯ナリ、其罪固ヨリ誅ヲ免レス、故ニ口ニ之ヲ唱ヘサルモ胸ニ其説ヲ藏シテ、而シテ窃ニ時機ノ際会ヲ企望スルモノ絶テ之レ無シトセス、良シヤ幸ニシテ今日此ノ如キ不庭ノ徒絶テ之レ無シトスルモ、道義糜滅、倫理紊乱ノ極、終ニハ此ノ如キ不庭ノ徒輩出セスト云フヘカラス、是レ信義憂慮苦心シ寢食ヲ安ンスル能ハサル所ナリ、然リ而シテ害ハ未萌ニ防キ、弊ハ未発ニ除クヲ以テ策ヲ得タリトナス、之ヲ今日ニ矯正挽回スル、蓋シ焉ヨリ急務ナルハナシ、今其レ之ヲ矯正挽回セント欲セハ、抑モ何等ノ政策ヲ施スヘキ乎、請フ、之ヲ陳述セン、謹テ按スルニ、我 皇國ハ敬 神ヲ以テ建國ノ大典トナシ、以テ大義ヲ明カニシ、以テ倫理ヲ正シ、以テ風俗ヲ敦クス、是レ開闢以降 一性^(性)歴々万世ニ 君臨シ、一人ノ敢テ 天位ヲ覬覦スルモノナキ所以ニシテ、我國体ノ海外諸國ニ超然卓越スル所ナリ、故ニ今日ノ急務ハ 神祇ヲ尊敬スルノ道ヲ尽シテ、以テ國体ヲ明カニスルニア

り、今其レ 神祇ヲ尊敬スルノ道ヲ尽シテ、以テ国体ヲ明カニセント欲セハ、宜シク先ツ再ヒ 神祇官ヲ置キ、之ヲ太政官ノ上ニ位シ、皇族ヲ撰テ之カ総裁ニ任シ、豪傑ヲ以テ之カ補佐トシ、以テ本ニ報シ、天祖ヲ尊フノ大義大孝ヲ尽シ、而シテ 聖明、神前ニ誓ヲ立、我皇國ハ素ヨリ立 君ヲ以テ政体トナシ、皇統一系万世一日ノ如ク、天壤ト共ニ無窮ニ伝ヘンコトヲ詔シ、聖明親ヲ諱ヲ書シテ玉璽ヲ押シ、大臣參議此ノ誓詔ニ違ハヌコトヲ盟ヒ、紙尾ニ連署シ、而シテ 聖明百歳ノ後ニ至リ、皇太子即位ノ時ハ復タ此ノ誓詔ヲ為シ、新大臣參議ニ任セラレシモノハ、則チ此ノ誓詔ニ違ハサル盟ヲナスヘキ制ヲ立ルニアリ、是レ臣民ヲシテ敬 神愛國ノ大義ヲ知ラシムル大本ナリ、

今夫レ政府此ノ如ク 神祇ヲ尊敬スルノ道ヲ尽シテ、以テ建國ノ大体ヲ明ニセハ、風俗自ラ敦正ニ至リ、民皆忠孝ヲ貴ンテ浮薄ヲ去リ、節義ヲ重シテ功利ヲ賤ミ、儉素ヲ好ミ、潜奢ヲ除キ、權者ハ仁ニシテ富者ハ儉豪者ハ義

ニシテ、智者ハ廉大義明カニ倫理正シク、輕薄浮進ノ徒ハ跡ヲ社会ニ絶チ、愛國忠誠ノ士輩出シ、元氣振ヒ、國威張り、内ハ以テ 帝室ヲ泰山ノ安キニ置キ、外ハ以テ 輕蔑ヲ海外ニ防クハ、蓋シ難キニ非サルヘシト信ス、信義國家多事ノ際ニ成長シ文ニ拙シ言語、蓋シ不敬ニ涉ルアラハ幸ヒ寬恕ヲ賜ヘ、只茲ニ大略ヲ陳述シテ其詳細ハ口ツカラ上言センコトヲ請フ、誠惶頓首再拜、

明治十四年十月十二日 議官海江田信義

大政大臣三条実美殿

左大臣 熾仁親王殿

右大臣 岩倉具視殿

冊子原寸 縦二四・八釐 横一六・五釐 八枚

二七 議官海江田信義ヨリ三大臣ヘノ建言

暴論者嚴刑ノ議

（表紙）明治十四年十月廿日 出ス

建言書 扣

「議官海江田信義」

議官從四位海江田信義齋戒沐浴、謹テ 勅諭ヲ拜読スルニ、其末文ニ曰ク、 朕惟フ二人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ、浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル、是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示スヘシ、若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ、国安ヲ害スル者アラハ処スルニ国典ヲ以テスヘシ、恃ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭スト至レル哉、 聖言信義夙ニ爰ニ焦思苦慮スルニ依リ、嚮ニ方今ノ形勢ヲ縷述シテ以テ、 神祇官再興ノ今日ニ急務ナル所以ヲ建言セシニ、恰モ善シ今此ノ勅諭ヲ捧読スルヲ得テ、感服ノ至リニ堪ヘス、再ヒ余蘊ヲ吐露シ、故サラニ躁急ヲ争ヒ、事變ヲ煽シ国安ヲ害スル不庭ノ徒ヲ嚴罰スルハ、急務中ノ最大急務ナル所以ヲ上言セン、

夫レ方今ノ形勢タルヤ嚮ニ縷述セシ如ク、道義癡滅綱常破壊、倫理紊乱、人民只進ムヲ知テ而シテ度ヲ知ラス、

徒ラニ我旧例故恪ヲ蟬脱シテ、妄リニ欧米ニ模擬セント欲スルノ余リ、或ハ口ヲ民権自由ニ藉リテ陽ニ立憲政体ヲ唱ヘ、陰ニ共和ヲ企圖スルモノ絶チ、之レ無シト云フヘカラス、未タ顯然タル其証蹟ヲ覓見セスト雖モ、然レトモ因ヲ推テ而シテ果ヲ究ムレハ、必ス信義ノ謬言ニ非サルヲ知ルヘキナリ、

閣下彼ノ新聞雜誌ヲ見スヤ、其記スル所政府ヲ譏謗スルニ非スンハ、必ス君民同治ノ説ナリ、彼ノ輩常ニ政府ヲ罵詈シテ曰ク、寡人政府ナリ、压制政府ナリト、其太甚シキモノハ明治政府ノ命数如何ト論ス、其意推テ而シテ知ルヘキノミ、然ルニ政府之ヲ処スルニ多クハ黙許、若クハ停止ニ過キス、於是乎彼ノ輩其寬ニ甘ンシ、政府ノ一挙一動其善惡ヲ撰ハス、誹議セサルハナシ、而シテ人民好テ之ヲ購読シ、以テ快ト為ス、閣下彼ノ演説討論ヲ聞カスヤ、其論スル所政府ヲ誹謗スルニ非スンハ、必ス急進躁暴ノ説ナリ、彼ノ輩常ニ政府ヲ罵詈シテ曰ク、有司専制ナリ、衆裁役 君ナリト、其太甚シキモノハ貴族

断然廢スヘシト説ク、其意推テ而シテ知ルヘキノミ、然ルニ政府之ヲ処スルニ多クハ黙許、若シクハ散会ニ過キス、於是乎彼ノ輩其寛ニ甘ンシ、政府ノ一事一業其良否ヲ問ハス、誹議セサルハナシ、而シテ人民好テ之ヲ聽聞シ以テ快ト為ス、其他近來流行スル著書ノ如キ、皆良民ヲシテ我国体及ヒ政体ヲ蟬脱セシメ、彼ノ皮相ノ開化ニ誘導スルノ具ニ非サルハナシ、其一ヲ挙レハ加藤弘之ノ著述セシ国体新論ノ如キ、苟モ生ヲ我 神州ニ辱フスルモノハ、切齒之ヲ通説スル能ハサルモノナリ、其文中最も甚シキモノ一二ヲ摘載スルニ曰ク 略前 カ、ル野鄙陋劣ナル国体ノ国ニ生レタル人民コソ、実ニ不幸ノ最上ト云フヘシ、又曰ク、和漢等ニテ從來ノ国体トスル所、斯ク甚天理ニ背反シ、人性ニ悖戾スル 略下 又曰ク、君主雖モ其実ハ国家第一等ノ高官ニ過キサレハ 略下 又曰ク、和漢其他開化未全ノ人民ハ、自ラ 君主ノ臣僕ト思フカ故ニ、尊 王ノ心過度ナルノミナラス、自ラ卑ムノ情過度ニシテ自由ノ精神杯云フコトハ、夢ニタモ知ラ

ス、己レカ身体精神ハ只管 君主ニ委托シ、唯其命是レ聽テ一心、 王事ニ勤勞スルヲ人民ノ真道ト思ヒ、絶テ其非ヲ悟ラサルナリ云々、嗚呼是レ何等ノ妄言ソヤ、試ミニ問フ、弘之既ニ我国体ヲ目シテ、天理ニ背反シ、人性ニ悖戾スル野鄙陋劣ノ国体ナリト公言ス、然ラハ我 天皇陛下ハ天理ニ背反シ、人性ニ悖戾スル野鄙陋劣ノ天皇陛下ナル乎、我政府ハ天理ニ背反シ、人性ニ悖戾スル野鄙陋劣ノ政府ナル乎、我同胞兄弟ハ天理ニ背反シ、人性ニ悖戾スル、野鄙陋劣ナル国体ノ国ニ生レタル、実ニ最上不幸ノ同胞兄弟ナル乎、若シ然リトセハ弘之モ亦野鄙陋劣ノ人民ニシテ、人性ニ悖戾シタル政府ニ奉職シ天理ニ背反スル、 天皇陛下ノ録録カヲ喰ムモノト云フヘキ乎、弘之既ニ人民ハ 君主ノ臣僕ニ非スト公言ス、然ラハ弘之ハ、我 天皇陛下ノ臣僕ニ非サル乎、弘之既ニ尊王ノ心過度ナリト公言ス、然ラハ弘之ハ我 天皇陛下ヲ輕蔑スル乎、弘之既ニ只管 君主ノ命ヲ聽テ、一心 王事ニ勤勞スルハ人民ノ真道ニ非スト公言ス、然ラハ弘之

ハ 勅命若シ我意ニ違フアラハ、^(ママ)奄ち反スル乎、嗚呼弘之ノ如キモノ其レ之ヲ何トカ云ハン、今仮リニ弘之ノ云フ所ヲ以テ正当ナリトセハ、何ソ之ヲ建言シテ我国体ヲ改良セサル、若シ我 天皇陛下許シ玉ハスンハ、何ソ死ヲ以テ諫メサルヤ、弘之事茲ニ出スシテ先ツ国体新論ヲ雕刻販売シ、我国体ヲ罵詈謗シ、良民ヲ誘導シテ我政府ニ乖離セシム、是レ其録ヲ喰テ而シテ其 君ヲ害ス、所謂獅子身中ノ虫ト云フヘシ、政府宜シク先ツ内獅子身中ノ虫害ヲ除ヒテ、而シテ外不庭ノ徒ヲ驅ルヘキニ、却テ之ニ版權ヲ免許シ、以テ世ニ公ニス、是レ政府モ亦此ノ国体新論ヲ是認シタルモノナル乎、信義爰ニ疑惑シテ了解スル能ハス、嚮ニ屢上言セシト雖モ、未タ高論ヲ辱フスルヲ得ス、而シテ弘之益官職ヲ進メラレ、信義ノ疑惑愈固結シテ氷解スルヲ得サルナリ、

以上陳述スル所ハ只其一班ニシテ、其他枚擧スルニ違アラスト雖モ、之ヲ要スルニ故サラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ、国安ヲ害スルモノニ外ナラス、是レ将来果シテ何等

ノ結果ヲ現出スルヤ、將タ彼ノ輩ノ真意ハ那邊ニ存スルヤ、閣下爰ニ注目セハ嚮ニ所謂信義ノ憂慮苦心シ、寢食ヲ安ンスル能ハサルモノハ、必ス信義ノ妄想ニ非サルヤ疑ヲ容レサルヘシ、果シテ然ラハ是レ我國開闢以降未曾有ノ逆賊ト云フヘシ、之ヲ西郷隆盛等ニ比セハ、其正邪果シテ如何ソヤ、隆盛兵器ヲ携ヘ 王師ニ抗ス、其成績既ニ反臣ニシテ、其罪固ヨリ容スヘカラスト雖モ、然レトモ顧フニ、其心志ハ止タ政治ヲ改良セント欲スルニ過キス、然ルニ事此ノ如クニ至リシハ、豈隆盛ノ本心ナラシヤ、必スヤ勢ノ止ヲ得サルニ出ルノミ、彼ノ口ヲ民權自由ニ藉リ、陽ニ立憲政体ヲ唱ヘ、陰ニ共和ヲ企図スルモノ、如キハ、則チ然ラス、恐レ多クモ我 帝室ヲ廢シ奉ラント陰謀スル大逆賊ナリ、嗚呼我 神州開闢以降茲ニ数千年、 皇統連綿未タ曾テ一人ノ敢テ非望ヲ企ツルモノナク、今日ニ至リシニ何ソ凶ラン、良民彼ノ輕薄卑賤ノ二三輩、私利ヲ營ム為メノ邪説ニ煽動セラレ、今日ノ形勢ニ至リシトハ、豈慷慨悲憤ニ勝ユヘケンヤ、是レ

実ニ余輩臣民ノ誓テ俱ニ天ヲ戴クヘカラサル逆賊ナレハ、
之ヲ今日ニ驅除スルハ急務中ノ最大急務ニ非スシテ何ソ
ヤ、宜シク探偵ヲ精密ニシテ、一人ノ共和ヲ企図スルノ
証蹟ヲ得ルアラハ之ヲ嚴刑ニ処シ、以テ社会公衆ヲ戒ム
ヘシ、之ヲ流行病ニ譬フ、未タ患者ノ甚タ多キニ至ラサ
ルニ先タチ、之カ予防ヲ嚴密ニナサスンハ、忽チ伝染蔓
延シテ家々枕ヲ並ヘ、戸々屍ヲ荷フノ慘状ヲ現出スルニ
至ル、故ニ今若シ探偵ヲ精密ニシテ此ノ逆賊ヲ驅ラスン
ハ、終ニハ伝染蔓延シテ其弊害予メ知ルヘカラサルナリ、
伏テ冀クハ、閣下茲ニ明察アランコトヲ、

明治十四年十月二十日 議官海江田信義

大政大臣 三条実美殿

左大臣 熾仁親王殿

右大臣 岩倉具視殿

冊子原寸 縦二四・八糎 横一六・五糎 一一枚

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん顧問
東京大学 史料編纂所 所長 黒田 日出男

東京大学 史料編纂所 教授 宮 地 正 人

尚古集成館 館長 芳 味 正 人

鹿児島大学 名誉教授 五 味 克 夫

委員
安 藤 保 晋 哲 哉

原 口 泉 日 限 正 守

三 木 靖 宮 下 満 郎

山 田 尚 二 堂 満 幸 子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館 長 今 吉 弘

調査史料室 長 尾 口 義 男

学芸専門員 長 久 保 田 瑞 成

資料調査員 荒 田 邦 子

編集員 茶 園 倫 子

濱 田 亜 樹 子 盛 満 恵 子

鹿児島県史料

八里島津家史料

平成11年1月10日 印刷
平成11年1月31日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都台東区台東1丁目5番1号